

11. 兵役

- 11.01 カナダ移民・難民審査委員会が回答として並べた 2007 年 2 月 28 日付けの情報は、次のように言っている。「スーダンでは、国軍での兵役義務がある。（国防・外務ハンドブック 2006, 1890；2007 年 2 月 8 日米国発行の年ヨーロッパ世界年鑑 2006 2006, 4095）」[52e] 同じソースは、徴兵年齢について次のように言っている。

「兵役のための徴兵年齢に関する情報は、調査局が調べたソースごとに異なる。ヨーロッパ世界年鑑と米国中央情報局(CIA)のワールドファクトブックによれば、18 歳から 30 歳までの間に国軍での兵役を努めなければならない、となっている（2007 年 2 月 8 日米国発行の年ヨーロッパ世界年鑑 2006 2006, 4095）。しかしながら、児童兵士世界レポート 2004 によると、1992 年のスーダンの徴兵制に関する法律の下では、18 歳から 33 歳までの間に国軍での兵役を受けなければならない（児童兵役撲滅連盟、2004 年 11 月 11 日、デンマーク 2001, 68）...」[52e]

- 11.02 UNICEF ニュースの 2008 年 12 月 23 日付けの記事によれば、「...新スーダン人民軍法が採択され...スーダン国軍の徴兵の最低年齢は 18 歳と設定された...」[40s] 2007 年の国軍法にアクセスするには[ここ](#)をクリックされたし。

- 11.03 児童兵役撲滅連盟の児童兵士世界レポート 2008: スーダンは 2008 年 5 月 20 日に発表され、次のように言っている。

「...義務兵役期間は、高卒者は 18 カ月、大卒者は 12 カ月、そしてその他は 24 カ月となっている。法によれば、女性にも兵役義務があるが、実際には徴収されることはない。...」[42a]

- 11.04 デンマーク移民局のカイロ・ナイロビ基礎調査団の「スーダンにおける人権状況、兵役、および入出国手続き」と題するレポート（2001 年 8 月 8 日から 18 日及び 11 月 20 日から 23 日）は徴兵と新兵採用の手続きに関する情報を載せている。（[ここ](#)をクリックすればアクセスできる）[23b] (p35-53) 上記レポートの付属書-4 には、1992 年の懲役法が載せられており、「兵役の免除」、「兵役の辞退」および「兵役の延期」に関する詳細が含まれている。[23b] (p67-74)

- 11.05 戦争抵抗者国際同盟の 1998 年調査報告には、「良心的な拒否の権利は法的には認められていない。」と記されている。更に次に様に記されている。「兵役を逃れることは 2 年から 3 年の懲役の罰となる（徴兵法第 28 条）。」[21a] 1992 年懲役法を見るには上記のリンクからアクセスされたし。

児童に対する暴力ー児童兵士の項も参照。

南部スーダン

- 11.06 南部スーダンの暫定憲法(ICSS)第 45 条には次のように規定されている。
「(1) 特に南部スーダンの防衛は、南部スーダンのすべての人民の誇りと義

務であり、暫定国民憲法第 18 条の妨げをうけることはない。(2) 戦闘員、負傷者、殉死者の家族及び行方不明兵に係る法律が用意される。」[94b] (p16)

11.07 2003 年の SPLA 法（スーダン人民解放軍法）は、部隊の構成について次のように規定している。

「(1) SPLA は以下により構成される。

- (a) 本法律が制定される直前まで SPLA と名乗っていた部隊
- (b) 本法の下に登録された者又は入隊した者
- (c) 予備部隊

「(2) SPLA は次の二つに分かれる。

- (a) 現役軍人
- (b) 予備軍人（SPLA 法第 1 章第 4 項による））[18g]

11.08 SPLA 法第 2 章には委嘱、登録、入隊、任命および異動に関する規定があり、第 3 章は SPLA からの体離と除隊についての規定を含む。（SPLA 法：第 2 章及び第 3 章、7 項から 15 項）[18g] 第 4 章及び第 5 章には SPLA の反逆者は罰せられ、それぞれのお半に対応した罪を償うことが述べられている。（SPLA 法：第 4 章及び第 5 章、8 項から 46 項）[18g] 第 6 章は、より一般的に罰の種類を述べている。それは以下のようなものであるがこれに限らない。

「(a) 懲役刑（通常の刑務所あるいは軍のキャンプに収監。生産性に係る罪に場合は労働キャンプに収監されることもある。）

(b) 死刑（銃殺若しくは絞首刑による。絞首刑は死ぬまで首をつる。）

「18 歳以下の物、妊婦、まだ乳児に乳を与えている母親、および 70 歳以上の者には死刑は科されないものとする。

(c) 罰金刑（現金、家畜あるいはその他の資産の形のいずれかが状況に応じ認められる）

(d) 財産没収（新スーダン民自当局(CANS)登録されている財産所有権）

(e) フィールド罰（他の法的判決に代わるものはそれに加わるもの）

(f) 鞭打ち刑（他の判決に代わるもの）」（SPLA 法：第 6 章、47 項）」[18g]

児童に対する暴力ー児童兵士の項も参照。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

12. 非政府部隊による虐待

12.01 以下のセクションに示されているように、ダルフルで活動している様々な反乱武装グループは人権侵害を犯しているという報告がいくつもある。これら人権侵害には、地域の治安は概して不安定であるために起こる恣意的身柄拘束および拘束された者に対する虐待と裁判外の処刑のどちらも含まれる。ダルフルにおける一般人の治安状況に関する更なる詳細については、非戦闘員の治安状況のサブセクションを参照されたし。

12.02 2009 年 6 月発表のスーダンにおける人権状況に関する国連人権高等弁務官レポートは、次のように述べている。

「一般人は、同盟・非同盟を問わず反乱グループによる暴力と虐待にさらされている。SLA/MM（スーダン解放軍ミンニ・ミナウィ分派）の運営する拘置所に囚われている人に対する虐待についての報告が来ている。また、SLA/MM の支配下にある地域を訪れたUNAMIDの人権担当官は、何人かの囚人の証言を得たが、それによると、同地域の一般人は、拷問、虐待、恣意的拘束に遭っており、基本的な法的保証も否定されている。」[6p]（パラ 58）

12.03 同レポートでは、UNAMID は「...2008年10月27日にシレアでJEM（正義と平等運動）の部隊が拘束と虐待を行ったケースを記録している。」と述べられており、更に次のように言っている。

「2008年7月11日、アラブ系武装グループが、西ダルフル地域で耕作していた一般人あるいは移動中であった一般人を襲撃した。UNAMID の調査によれば、マブルーカで3人が死亡したことが確認されている。... また、3つのアラブ系武装グループが、モダカで、12～13歳の少年二人を襲い、1人を殺害し、もう一人を激しく殴り傷を負わせた。目撃者によると、加害者はアラブ系武装グループの者とされ、一部には、SLA（スーダン解放軍）のカミス・アブダッラー・アバキール分派に従軍するためにやって来たアウラドゼイド族やアウラドザーマ族の者がいる。犠牲者のだれもこのグループに属していたことないし、IDPでもなく、マステリの難民部落にいた者でもない。」[6p]（パラ 59）

12.04 2009 年 10 月 29 日発行の国連専門家委員会レポートは、次のように述べている。

「... SLA/MM の支配下にある国内避難民達と地域の首長も、ハラスメント、虐待を受け、特には拷問も受けてきた。ワッダー地区のスーダン政府側の住民やカフォド地区のスーダン解放軍・自由意思分派(SLA/FW) 寄りの住民に対しても人権侵害があり、それがこれらの集落における緊張状況を加速化することになり、結果的には 2008 年と 2009 年における両地区の破滅にもつながった。」[6q]（パラ 299）

12.05 2009 年 6 月 13 日発表のアフリカ連合・国連ダルフル合同平和維持軍（UNAMID）に関する事務総長レポートは次のように述べている。「2009 年 6 月 1 日、UNAMID は、北ダルフルのザムザム地区の国内避難民キャンプにあるスーダン解放軍ミンニ・ミナウィ分派が管理している拘置所を訪れたが、そこには民事訴訟で拘束されている人も 7 人いた。UNAMID は、同拘置所の係官

に対し、それらのケースはエルファシェールの管轄裁判所に回すべきであると強く要求した。」[6p] (パラ 25)

- 12.06 USSD レポート 2008 には次のように記されている。「抗争に関与しているすべての部隊による民間人に対する攻撃や暴力行為が広く行われ、民間人の死亡、負傷、失踪、器物破壊などの増加を招いている。戦争の武器の一つとしてのレイプや少年兵の動員も増え続けている。」[3a] (セクション 1g)

ジャンジャウィードに関する更なる情報およびダルフルの一般人に対するジャンジャウィードによる威嚇や暴力に関する報告はその他の政府系部隊の項に含まれている。ダルフルにおける盗賊行為に関する更なる情報および外国人スタッフの誘拐に関する報告は国連／アフリカ連合部隊の項を参照されたし。

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

13. 司法

概観

- 13.01 FCO ウェブサイトのトラベルアドバイスのサイトは、2010 年 1 月 9 日付のページで、次のように述べている。

「北部スーダンではイスラム教シャリア法が執行されている。... スーダン憲法の規定によれば、南部スーダンの分離に関する国民投票が終わるまでは、北部スーダンの各州ではシャリア法が適用されるが、南部スーダンはこの限りではない、とされている。憲法では、首都ハルツームの非イスラム教徒はシャリア法に従わずともよいと規定されているが、今のところこの規定に準じた変更は行われておらず、未だにシャリア法が適用されていると考えた方がよい。」 [4i]

- 13.02 以下に述べるように、スーダンでは、特に上級裁判所が政治的介入を受けている事を見ても、司法の独立性が保たれているとは考えられないとする情報ソースがいくつもある。暫定国民憲法(INC)の下では、公正な裁判を行うことが規定されているが、特別法廷や軍事裁判では特に、適切な法基準が保たれていないケースがいくつも報告されている。.

組織

- 13.03 ジェーンの 2009 年 12 月 2 日更新のセンチネル・セキュリティ・アセスメント：スーダンは、次のように記している。

「スーダンの法体系は、基本的にはシャリア（イスラム法）に基づく。憲法によれば、司法は独立権限を持っており、民事と刑事それぞれにおいて階層構造を持つ裁判所から成っている。一番下の階層にある裁判所は‘タウンベンチ’（タウン裁判所）と言われるもので、その判決はその上のディストリクト裁判所に上げられる。プロビンス裁判所は、非イスラム教徒の商業的問題に関するケースや個人の問題に関するケースを審理するところであり、ディストリクト裁判所での判決が上告されたケースを審理するところでもある。各プロビンスの首府には、控訴裁判所がある。最高裁又は棄却裁判所は、司法組織の頂点にあるもので、最終上訴審を行う裁判所となる。最高司法審議会が司法の管理権限を行使する。

「1998 年に設立された憲法裁判所は、司法組織からは独立しており、議会の承認の下に大統領が任命したメンバーから成っている。その役割は、法律の妥当性を憲法に照らして判定すること、憲法で保証されている個人の権利の侵害および下位の裁判所の間で司法上の食い違いがあった場合の紛争に係るケースを審理することにある。

「CPA（包括和平合意）によれば、南部スーダンの司法組織は、最高裁、控訴審裁判所および南部スーダン憲法により必要とみなされたその他の裁判所から成る。南部ではシャリア法は適用されない。」 [116f]（内務事項）

- 13.04 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発行の人権状況に係るレポート 2008：スーダン(USSD レポート 2008)は、次のように述べている。

「司法制度には 4 つのタイプの裁判所がある。通常の裁判所、軍事裁判所、特別裁判所、および民族裁判所の 4 タイプである。通常の裁判所体系には、民事裁判所、刑事裁判所、控訴審裁判所、および最高裁がある。軍事裁判所は軍人の裁判のみを行うところで、通常の民事裁判及び刑事裁判と同じ権限は与えられていない。特別法廷は、非常事態下のダルフルにおかれ、国家に対する反逆罪を裁くものである。これは、ダルフルの 3 つの州それぞれに置かれているが、通年の活動はしていない。民族裁判所は、地方部において、土地所有権、水利権あるいは家族に係る紛争を解決するためのものである。」 [3a] (セクション 1e)

- 13.05 スーダン共和国暫定国民憲法 2005 の第 V 部に国の司法組織が規定されている。
[94a]

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

独立性

- 13.06 USSD レポート 2008 には次のように記されている。

「暫定国民憲法及び法律は、司法に独立性を与えているが、司法はかなり大統領に従属しており、国家に対する反逆罪のケースでは治安部隊に従属する。司法は十分機能しておらず、汚職にもむしばまれている。」

「最高裁の裁判長と判事は議会レベルの司法委員会の推薦を受けて大統領が任命する。大統領は憲法裁判所の 7 人のメンバーの任命も行う。時には、裁判所がその独立性を見せることもある。しかしながら、裁判所への政治の介入は当たり前のこととなっている。」 [3a] (セクション 1e)

- 13.07 フリーダムハウスは、スーダンにおける 2008 年の出来事をまとめ、「*世界における自由 2009*」と題するレポートを 2009 年 7 月に発行したが、その中で次のように記している。

「司法は独立性を持っていない。下位の裁判所にはある程度の独立性が保証されているが、上位の裁判所は政治的支配を受けており、特別法廷や軍事法廷は、通常認められる法基準に従っていない。ダルフルで犯された罪に関する ICC 調査に対抗して、政府は、ダルフルのための特別法廷を創設した。その信頼性については法律専門家たちの間で議論されている。…」 [53b]

- 13.08 また、同レポートは、次のように言っている。

“CPA（包括和平合意）に基づき、スーダン政府は、国家司法サービス委員会(NJSC)を設置し、司法システムを管理し、国レベル、南部スーダンレベル、および州レベルの司法の間の調整を行い、判事の任命、承認および解雇を監視する役割を与えた。しかし、NJSC は政府の圧力を受けている。」 [53b]

2008年5月10日の正義と平等運動によるオムドゥルマン襲撃に関する裁判の項も参照。

公正裁判

13.09 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。

「暫定国民憲法及び法律は、公正かつ迅速な裁判および無罪推定を行うべきことを規定している。しかしながら、これはほとんど守られていない。裁判は、判事の裁量で、一般公開とすることが出来る。国家の安全に係るケースや国家に対する反逆に関するケースでは、裁判は非公開とされる。陪審員制度はない。普通の容疑者には弁護士に相談する権利がある。死刑または終身刑に問われている被告で弁護士費用の負担能力がない者には裁判所は無償で弁護士を付けなければならない。被告とその弁護士は、通常、証拠の提示と証人の喚問、法廷への出廷、原告との対決、当該ケースに関連する政府所有情報へのアクセス、などの権利を持つ。しかしながら、被告に弁護士を付けることが認められなかったり、弁護士は被告から相談を受けるだけで法廷への出席が許されなかったりするケースがしばしばある。被告人側の証人を呼ぶことが認められなかったという報告もいくつかある。被告人には上訴する権利がある。ただし、軍事裁判の被告人には上訴の権利はない。」 3a] (セクション 1e)

13.10 同レポートは、「北部でも南部でも、通常、女性は、三人の男性の後見なしには、証人として証言することが許されない。」と言っている。

13.11 さらに、USSD レポート 2008 は、次のように述べている。

「長期にわたる未決拘留は、普通のことである。裁判の遅延は、拘束者があまりにも多いことと司法プロセスの非効率による。判事が法廷を欠席することもある

「軍事裁判は、時には秘密裏に短時間で行われることもあり、手続的な保護が与えられていない。たとえば、被告人の弁護士は被告へのアドバイスは出来るが法廷に出ることが出来ない、というケースもある。軍事裁判でも、証人を呼ぶことは認められている。」 [3a] (セクション 1d)

13.12 国連特別報告官の2009年6月発行の人権状況に関するレポートは、UNAMID が2008年7月以来「法執行官、司法関係者、検察官及び刑務所のスタッフを対象として人権に関する一連のトレーニングを行ってきた...」と述べている。しかしながら、このトレーニングが、司法手続きや法基準の改善にどれだけのインパクトがあったかについてレポートは何もコメントしていない。[6p] (パラ 16)

13.13 同じレポートには次のような記述がある。

「2009年4月13日、ハルツームのコベール刑務所において、9人の男が絞首刑を受けた。かれらは、2006年9月に新聞編集者のモハメド・タラ・モハメド・アーメッドの殺害の容疑で2007年11月に死刑の判決を受けていた者達である。9人ともダルフル出身のフル族である。いずれの被告も、未決拘留の間、

拷問を受けるか自供を強いる虐待を受けたと訴えていた。また、この間、彼等は弁護士と相談することも、家族の訪問を受けることも許されなかった。彼らの自白は法廷では彼等に不利になるような形で利用され、彼等を有罪とする根拠として使われた。三回の上訴審においてすべて有罪判決が下された。第一審でもそれに続く裁判でも、拷問の容疑についての捜査命令は出されなかった。第一審では、被告人達が健康診断の要求をすることも許されなかった。弁護士は、憲法裁判所に訴え、有罪判決の合憲性を調べることを求め、適正プロセスおよび拷問を免れる自由に関し憲法で保証された被告人の権利の侵害に対して抗議した。2009年4月2日、裁判所はこの請願を退けると発表した。裁判所は、拷問の疑いの中での自白という問題に取り組もうとしなかった。国連の恣意的拘束に関するワーキンググループが2008年11月にこのケースについての意見書を出したのを始めとして、独立の人権専門家グループが、死刑執行を止めるよう、国際的な公正裁判基準をしっかりと尊重するよう訴えた。スーダンの司法はこれも無視した。」[6p] (パラ 29)

- 13.14 ダルフールにおける司法アクセスについては、2009年6月発行のスーダンにおける人権状況に関する国連特別報告官レポートは、次のように述べている。

「主要都市部の外では、判事や検察官の力が弱く、司法制度の利用は妨げられている。... 田舎でも、犠牲者の訴えを受け止める検察官の数が極めて限られており、司法アクセスは妨げられている。特に公正裁判基準などの国際的人権基準に則って組み立てられた司法と言う点で課題が残っている。」[6p] (パラ49)

- 13.15 ダルフール紛争の最中に罪を犯した者の訴訟に関して、USSD レポート 2008 は、次のように述べている。ダルフールにおける犯罪を審査するために特別検察官が1名任命されたのだが、「観測筋によると、この特別検察官は、政権支配政党寄りに偏った人で、その審理プロセスは信頼のおけないものであった。」[3a] (セクション1e) 歴史：ダルフール(2003年～2009年)の項も参照。

ダルフール紛争の際に行われた犯罪を調停するため混合裁判所を設立しようと言うアフリカ連合のダルフールに関するハイレベルパネルの提案についての情報は、最近の進展の項も参照されたし。

2008年5月10日の正義と平等運動によるオムドゥルマン襲撃に関する裁判

- 13.16 2008年5月10日の正義と平等運動によるオムドゥルマン襲撃に関する裁判に関連した USSD レポート 2008: スーダンの記述によれば、このようなケースを審理するために反テロ法廷が特別に設置されたが、「通常の裁判所と同じ権限は与えられていない。」となっている。[3a] (セクション 1e)

- 13.17 ヒューマン・ライツ・ウォッチの「不公正裁判の終焉」と題するレポート (2008年6月24日発行) は、次のように述べている。特別法廷は、特に2008年5月のJEMによるオムドゥルマン襲撃に関与した容疑者を裁くために、テロ法に基づき設置された。[19g] 「... 36人の被告の一部の弁護士がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによると、弁護士達は被告との接触を制限されるか全く認められないかのどちらかの状態におかれ、一部の被告人弁護士は退場を強いられるなど恣意的に裁判が進められたと言う。スーダン法の下では、

隔離拘束において行われた自白または強制尋問による自白でも被告人が有罪とされることがありうる。」[19g]

- 13.18 国連特別報告官のスーダンにおける人権状況に関するレポート（2009年6月発行）は、次のように述べている。

「2009年4月及び5月に、ハルツームの反テロ法廷にて、2008年5月のJEM襲撃に関与した容疑で新たに41人に死刑判決が下された。これで、この襲撃事件に参加した罪で死刑判決を受けた者は合計91人となった。先の裁判の時と同様に、今回の囚人に対する死刑判決も、刑法、テロ対策法、および武器・弾薬・爆発物に関する法律に基づくものであった。この事件に対する告訴は、殺人や傷害あるいは少年兵の雇用などに対する個々の刑事責任を明らかにするためのものではなかった。そうではなく、犯罪的陰謀、テロ団体への加盟、国家に対する武力攻撃などを含む集合犯罪に焦点をあてたものであった。被告人達は、裁判が開始されるまで、被告人弁護士と接触することを許されなかった。容疑者は、4か月も隔離拘留され、そこで自白を強要された。被告人達は、後に法廷でこの自白を撤回した。それにもかかわらず、その自白は検察側の証拠として取り上げられ、結果的には判決の根拠の一つとなった。国連特別報告官と安全保障理事会の人権委員会との2009年6月3日の会談において、「裁判の審理は終わった。メンバーは出席出来なかった。」と委員会は語った。」[6p]（パラ 30）

- 13.19 アフリカ連合・国連ダルフール合同平和維持軍に関する事務総長レポート（2009年6月13日発表）は、次のように述べている。2009年6月9日、ハルツームの刑事法廷にて、更に12人の正義と平等運動メンバーが2008年5月の襲撃への関与の罪で死刑判決を受けた。これにより、正義と平等運動のメンバーで死刑判決を受けた者は合計103人となった。」[147b]（パラ 4）

- 13.20 ロイターアフリカの2010年1月20日の記事によれば、ハルツームの法廷で、JEMメンバーの容疑者に対し更に二つの死刑判決が出された。死刑の執行を待つ105人は、2009年のJEMによる82人の捕虜釈放をうけた友好協定に基づき釈放される予定となっている。[82e] 2010年2月24日付けのロイターアラートネットの記事によると、「政府は、... 57人のJEM戦士を釈放した。それは、2008年の反乱グループによる首都攻撃に係ったとしてハルツームに収監されていた者達の半分に当たる人数であった。... この釈放は、2010年2月20日の休戦合意.. 新JEM..における約束の一つであった。」[144d]

オムドゥルマン襲撃に関する更なる詳細および関連の恣意的逮捕の報告については、JEM および 2008 年 5 月のオムドゥルマン襲撃の影響と題するサブセクションを参照されたい。さらに、JEM 戦士たちの拘束状況に関する情報については、刑務所の環境の項を見られたし。

ダルフール和平プロセスとJEMと政府の間の交渉に関する更なる詳細については、最近の進展の項も参照されたい。

オムドゥルマン襲撃事件後の子供の逮捕に関する詳細については、児童－児童兵士の項も参照されたい。

2009年3月4日付けアル・バシール大統領へのICC逮捕令状に関する裁判

- 13.21 2009年3月4日のアル・バシール大統領起訴のあと、国際刑事裁判所に協力した疑いで多くの者が逮捕されたという報告がいくつもあった。[6q] (パラ 270) (2009年10月29日付け国連専門家委員会レポート) 国連特別報告官レポート (2009年6月) も、ICC 関連の訴訟は不公正裁判と同等のものであったとコメントし、次のように述べている。

「2009年1月28日、元人民警察部隊職員が、ICCへの情報提供を企てた疑いでスパイ罪とされ、17年の懲役刑の判決を受けた。彼は、告訴なしで3カ月以上も拘禁され、弁護士に相談することも許されなかった。弁護士は、任命されても、検察側が提示した主要な重要証拠を見せてもらうことも出来なかった。裁判官は、強制された疑いのある自白を判決の根拠の一つとした。」 [6p] (パラ 38)

NGOの閉鎖とそれがいかに人権擁護にインパクトを与えたかについての詳細については、人権、関連機関及び活動家の項の2009年3月非政府組織(NGO) 追放さると題するサブセクションを参照されたい。さらに、これがいかにこの地域に対する援助とサービスの供与に影響したかについての情報は、人道的状況の項を参照。

最近の進展の項および治安部隊の項も参照。

刑法

- 13.22 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。

「シャリア（イスラム法）に従い、刑法は、鞭打ちの刑、切断の刑、石投げの刑、貼り付けの刑（死刑執行後の死体を公衆にさらす）などの体罰について規定している。暫定国民憲法の下、政府は、南部10州にはシャリア順守を免除しており（臨時ベースでの適用はありうる）、有罪判決を受けた被告人に対しては伝統的な慣習法がしばしば適用される。北部の裁判では、とくに酒の密造者に対しては、鞭打ちの刑が科されることが日常的である。」 [3a] (セクション 1c)

- 13.23 国連特別報告官のスーダンにおける人権状況に関するレポート（2009年6月発行）には、次のように述べられている。特別報告官は、スーダンを訪問した際、「... 内務副大臣から、多くの法律の改訂案...」につき説明を受けた。また、1991年の戦争犯罪、人道違反の犯罪、およびジェノサイに対する刑罰に関する法律が改訂され、「... 人権の完全侵害の犯人は民事裁判所で裁くようになる見込みが出てきた...」。しかし、同レポートは、これらの罪に対して死刑が科される可能性についての懸念を示している。[6p] (パラ 21-23)

死刑の項も参照。

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

南部スーダン

- 13.24 INC の第 132 条は次のように規定している。「南部スーダン政府の大統領は、南部スーダン暫定憲法の採択から一週間以内に、同憲法第 130 条 (1) 項の規定に係らず、大統領と南部スーダン最高裁判所の裁判官、控訴審裁判所の判事及びその他の裁判所の判事を任命するものとする。任命にあたっては、候補者の適正、品位、信頼性及び公平性が憲法及び関連法に定められたものであるかを考慮するものとする。」 [94a] (p50)
- 13.25 南部スーダン暫定憲法(ICSS) は、2005 年 12 月 5 日付けで制定された。ICSS 第 23 条には次のように規定されている。
- 「(1) 容疑者は、法に照らして有罪が立証されるまでは無実とみなされる。
 (2) 何人も、逮捕に当たっては、逮捕の理由を知らされるものとし、速やかにその罪状につき告知を受けるものとする。
 (3) 民事訴訟及び刑事訴訟においては、法に定める手続きに従い、適切な法廷で公平かつ公共の審理を受ける権利が万人に与えられる。
 (4) 何人も、犯行時点では犯罪とはいえない行為又は不作為により罰せられることはない。
 (5) すべての容疑者には、遅滞なく法廷において審理を受ける権利がある。
 (6) いかなる容疑者も自己弁護する権利、若しくは弁護士を通して抗弁する権利を持ち、重罪の場合で被告人に自己防衛する能力がない場合は政府から法的支援の提供を受ける権利を持つ。」 [94b] (p8-9)
- 13.26 南部スーダン暫定憲法(ICSS) のコピーは、マックスプランク比較公法・国際法研究所のウェブサイトにて入手可能であり、リンクの[ここ](#)をクリックするとアクセスできる。 [94b]
- 13.27 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。
- 「南部では、GOSS は伝統的な村長法廷、パヤウ（ディストリクト）法廷、郡法廷、地区法廷、および上訴審法廷から成る司法システムを取っている。伝統的な法廷は正式なものとされ司法制度に取り込まれている。多くの地域ではインフラや資金の欠如、および非効率な警察などにより裁判所システムは機能していない。GOSS は、南部の僻地や田舎における家庭問題や刑事等のケースの殆どにおいて、慣習法に基づく伝統的法廷又は長老法廷を認めている。」 [3a] (セクション 1e)
- 13.28 同レポートは次のように付け加えている。裁判の遅延が、必要以上に長い未決拘留を生む結果となっており、容疑者は速やかに弁護士と接触することも出来ない。 [3a] (セクション 1d) 南部の判事には、未だにシャリアの法手続きに従っている者もあり、南部では伝統法や慣習法がしばしば使われている。 [3a] (セクション 1e)
- 13.29 同レポートは更に次のように続く。「暫定国民憲法によれば、シャリアは北部では適用されるが、南部では適用しないということになっている。しかしながら、南部の判事の一部には、シャリアの法手続きに従っている者もいると言われている。南部では、伝統法や慣習法がしばしば使われている。」また、「国連によれば、南部スーダンでは、適切な法的代理人を付けることもなしに死刑判決を受ける者がいる。」とも記されている。 [3a] (セクション 1e)

さらに、「自治体や地方機関が存在しない南部の一部およびヌバ山地では、慣習裁判以外に効力を持った司法手続きが存在しない。信頼できる報告によれば、それらの地域では軍隊が即決裁判を行い、特に公共秩序に違反した者などの犯罪者を罰している。」[3a] (セクション 1e)

13.30 更に次のように続く。

「シャリア（イスラム法）に基づき、刑法は、鞭打ちの刑、切断の刑、石投げの刑、貼り付けの刑（死刑執行後の死体を公衆にさらす）などの体罰について規定している。暫定国民憲法の下では、政府は、南部 10 州にはシャリア順守を免除しており（臨時ベースでの適用はありうる）、有罪判決を受けた被告人に対しては伝統的な慣習法がしばしば適用される。北部の裁判では、とくに酒の密造者に対しては、鞭打ちの刑が科されることが日常的である。」[3a] (セクション 1c)

13.31 ジェーンのセンチネル・セキュリティ・アセスメント：スーダン（2008 年 12 月 2 日更新）は次のように記している。「CPA（包括和平合意）の規定によると、南部スーダンの司法組織は、最高裁、控訴審裁判所および南部スーダン憲法により必要とみなされたその他の裁判所から成っている。」[116f]

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

逮捕及び身柄拘束—法的権利

- 14.01 暫定国民憲法(INC)の第29条は次のように規定している。「人は皆、自由と安全の権利を持つ。何人も、法に規定された理由および手続きによる場合を除き、逮捕され、拘束され、自由の剥奪や規制を受けることはない。」[94a] (p13) 一方、第34条は次のように規定している。「(2) 何人も、逮捕に当たっては、逮捕の理由を知らされるものとし、速やかにその罪状告知を受けるものとする。」[94a] (p14)
- 14.02 米国国務省の人権に関するレポート 2008：スーダン（2009年2月25日発表）は、次のように記している。「逮捕に令状は必要ない。」「法は、死刑や終身刑に値する容疑者を除き、保釈を認めており、北部では保釈制度が機能している。...」[3a] (セクション 1d)
- 14.03 スーダンの法体系について、国連特別報告官のレポート（2009年6月）は、次のようにコメントしている。「2005年の暫定国民憲法(INC)および2005年の南部スーダン暫定憲法(ICSS)の二つとも次のように規定している。スーダンが批准している国際人権規定に記されているすべての権利と自由が憲法の人権条例の一部となる。」しかしながら、特別報告官は、次の点を強調している。「これらの国際的責務は、1999年国家治安維持法などの通常のスーダンの法律に含まれる国際基準と矛盾する条項に関する法的解釈すべてにおいて優先しなければならない。」[6p] (パラ 19)

スーダンにおける恣意的逮捕及び身柄拘束の慣行に関する情報については、治安部隊の項およびリストアップされている様々な政府機関による恣意的逮捕及び身柄拘束に関するサブセクションを参照されたし。

国家治安維持法

- 14.04 2009年10月29日付けの国連専門家委員会レポートは、次のように述べている。「国家治安維持法(1999)には、国際人権法および国内の暫定国民憲法に基づく人権保護を弱体化させるような条項がある。中でも、ダルフル出身の人民に対して人権侵害を犯す者に刑事免責を許すような条項もある。[6q] (パラ 308-310) アフリカ連合ダルフル委員会のレポート（2009年10月26日発行）によれば、政府は、「警官と軍隊に業務執行中の罪に刑事免責を与える法律」を維持している。[12br] (エクゼクティブサマリー)
- 14.05 2009年6月17日付けのアムネスティ・インターナショナルの米国通信は、次のように述べている。「スーダンの刑事訴訟法には隔離拘束に対する保護規定が含まれているが、国家治安維持法第31条は、NISSによる逮捕について規定しており、告訴も裁判もなしに長期間隔離拘束を行うことを認めている。これが、拷問の可能性を増すことにつながる。」[16b]
- 14.06 国連特別報告官は、その2009年6月のレポートで、具体的に次のように述べている。

「... 国家治安維持法は、NISSに逮捕と身柄拘束の権限を与えており、国家治安維持係官が刑事罰に相当する行為をしても刑事免責とすることを規定している。CPAには、国家公安官の任務は諮問的なもので、情報の収集と分析に重

点が置かれる、とはっきり書かれており、INCにも同様の規定がある。」[6p] (パラ 22)

- 14.07 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW) は、「スーダン：国家治安維持法を改訂」と題する 2009 年 11 月 6 日付けの記事で、次のように報告している。「国家治安維持法の改訂案が今月（2009 年 11 月）末までに議会で討議される予定である。」[19j] 同レポートは次のように続く。

「現行法（1999 年国家治安維持法）は、国家諜報公安局(NISS) が、6 ヶ月間裁判審理なしに、最長 9 カ月まで逮捕者を拘禁することを認めている。また、同法は、NISS に広い範囲での搜索権限を与えており、NISS が犯す虐待行為の刑事罰を封じる免責条項も含まれている。」[19j]

- 14.08 国家治安維持法の改訂案に関し、2009 年 12 月 20 日付けのロイターアラートネットは、次のように報じている。スーダン議会は、「議論を呼んだ国家治安維持法の改訂案を野党及び南部人の反対を押し切って可決した。反対する人々の心配は、改訂法により来るべき 2010 年の選挙の妨害を可能とする力が公安局に与えられるのではないかと言うことであつた。[144d]

- 14.09 同じ記事は、次のように述べている。

「新国家治安維持法によれば、NISS が容疑者を拘束する期間に制限を加えることになるが、現在 NISS が持っている逮捕、捜査、捕獲の権限はそのまま認められる。‘この新法は、この国の自由と民主主義に重大な影響を与えようとしている。新法は選挙に影響を与え、投票者に恐怖を与えるであろう。人々は投票に出かけることを恐れるだろう。’と SPLM の上級職員アンネ・イットはローターに語った。

「SPLM は、NISS 職員に捜査権を持たせ、逮捕権は警察だけに持たせるべき、と主張してきた。法案に反対の野党グループは日曜日の投票をボイコットしたが、SPLM の国会議員達は反対票を投じた。NCP のイブラヒム・ガンドゥールは、拘留期間の短縮は大きな改革であると言って新法を擁護した。

「‘今我々は、誰もがテロについて語る世界に生きている。だから、公安当局に拘留の権利を与えねばならないのだ。拘束しないでどうやって情報を集められる?’と彼はロイターに語った。」[144d]

南部スーダン

- 14.10 USSD レポート 2008 は、次のように記している。「法律上は、拘束者には弁護士と接触する権利があるが、実際には、政府治安維持当局は、秘密の場所に長期間隔離拘束し弁護士や家族との接触が出来ないようにしている。... 南部スーダンでは、弁護士の数は 60 人に満たない数で、弁護士に相談するというシステムはない。」同レポートは更に、次のように述べている。「南部スーダンでは、保釈制度は機能しておらず、例外的に保釈が認められるケースでは法外な額の保釈金を積みねばならない。」[3a] (セクション 1d)

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

15. 刑務所の環境

- 15.01 ロンドンのキングカレッジのウェブサイトの 2010 年 1 月 13 日のページに次の表が載っている。

国	スーダン
担当省庁	内務省
刑務所管理機関	刑務所管理局
連絡先	PO Box 551, Khartoum, Sudan
電話・ファックス・ウェブサイト	電話: +249 11 772 451 or 771 319 or 331 890 ファックス: +249 11 770 280
刑務所管理責任者 役職	Moi-ed-den Awad 刑務所管理部長
囚人総数 (未決収監者／再拘留者を含む)	19,144 2009 年半ば時点（マラウィのパラリーガルアドバイザーサービスインスティテュートのデータ、国家刑務所管理局のデータ）
囚人率 (国の人口 10 万人当たり)	45 2009 年半ばの予想人口 4,230 万人（国連データ）に基づく
未決収監者／再拘留者 (囚人総数に対する割合)	約 10% (2003 年 3 月)
女性の囚人 (囚人総数に対する割合)	約 2% (2003 年 3 月)
青少年／未成年者／若者の囚人、 定義を含む（囚人総数に対する割合）	約 2% (2003 年 3 月)
外国人の囚人 (囚人総数に対する割合)	約 1% (2003 年 3 月)
収監施設／機関の数	125 (2002 年 8 月 - 4 連邦刑務所、26 地方政府刑務所、46 プロビンス刑務所、45 屋外及び反屋外の刑務所、4 少年院)
刑務所の公表収容力（人）	7,500 (2009 年半ば)
占有率（公表収容力ベース）	* (2009 年半ば)
囚人数の最近の推移（年、囚人総数、囚人率）	1992 年 9,670 1997 年 12,933 2002 年 12,809

[115a]

- 15.02 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発表の人権に関するレポート 2008 : スーダン (USSD レポート 2008) は、次のように述べている。

「国中の刑務所の環境は苛酷で過密な状況にある。殆どの刑務所には、トイレやシャワーなどの基本的な施設が備わっていない。医療ケアはお粗末であり、食料も通常囚人の家族や友人たちからの差し入れに依存している。囚人訪問が刑務所職員の一存で拒否されることが続いている。拘禁者の虐待も日常的に行われている。治安部隊が拘束者を隔離施設に拘禁し、殴打を与え、食事・水・トイレ

を与えず、冷たい床に眠らせるというと言われていると言われているという信頼できる報告がある。医療ケアの欠如と劣悪な習慣環境のため死亡する囚人もいる。」[3a] (セクション 1c)

- 15.03 更に、次のように述べられている。「前年と違い、北部では、人権監視者による刑務所訪問が一部認められるようになった。赤十字の国際委員会(ICRC)は、年間を通して、公立刑務所の訪問を一部認められた。しかしながら、釈放された囚人によれば、その訪問において、刑務所は知名度の高い収監者がいることを隠したと言う。」[3a] (セクション 1c)

- 15.04 2008 年 5 月 23 日のスーダントリビューンは、次のように報じている。

「英国に拠点を置くダルフール人権・開発センター(DCFHR)のレポートは、次のように報告している。正義と平等運動(JEM)の戦士たちは、オムドゥルマンの軍刑務所に拘禁され、その状況は‘命の脅威の段階’に達しており...

「‘軍刑務所では、一時は、50 平方キロの部屋に 250 人まで詰め込まれた。彼等は、治安部隊による尋問を待つ間その状態に 5 日間置かれた。殆どの者が殴打を受け、虐待を受け、食べ物や水を与えられなかった。’と同レポートは言う。」[12p]

この JEM メンバーの容疑者の逮捕と拘束に関する詳細な情報については、JEM および 2008 年 5 月のオムドゥルマン襲撃の影響と題するサブセクションを参照されたい。

2008 年 5 月の JEM によるオムドゥルマン襲撃関与の容疑者の審理に関する情報については、2008 年 5 月の正義と平等運動によるオムドゥルマン襲撃に関する裁判と題するサブセクションを参照されたい。

南部スーダン

- 15.05 国連薬物犯罪事務所(UNODC)は、2008 年 3 月 26 日、南部スーダン政府の刑務所改革プロセスに対する支援を開始したと報告し、次のように述べている。

「国連薬物犯罪事務所(UNODC)は、南部スーダン政府の刑務所改革プロセスに対する支援を開始したが、これは 10 年来の内戦にさらされてきたこの地域における UNODC にとって初めてのプロジェクトである。本日の UNODC の発表によると、プロジェクトは、カナダの資金援助を受け、刑法改革・刑事裁判ポリシー国際センターおよび国連スーダン派遣団(UNMIS)の協力の下に実施され、南部スーダンにおける刑務所システムの能力強化を目的としている。能力強化の対象分野としては、情報管理、要員配置、ポリシー展開および規則がある。」[100a]

- 15.06 同レポートは、次のように付け加えている。「‘このプロジェクトは、刑務所において特別の処遇を必要とする子供、女性及びその他のグループの欲求と境遇に効果的に応えられるようにするための南部スーダン刑務所管理局の能力強化も含まれている。’とスーダンの UNODC プロジェクトのリーダーであるマーク・ショウ地域間アドバイザーは言う。」[100a]

- 15.07 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「南部スーダンの刑務所では、囚人に一日に一度しか食事を与えない。南部スーダン刑務所管理局 (SSPD) は、男女別々の牢獄を用意し、青少年は特別室に収監することとしている。囚人の労役が SPLM 職員の自宅の建築工事に使われている。」[3a] (セクション 1c)
- 15.08 USSD レポート 2008 は、さらに次のように述べている。「南部では、未決収監者は、通常、有罪判決を受けた囚人とは別の留置所に拘留される。南部スーダンの拘置所は、地元の種族あるいは州当局の管理下にあるが、一様に低水準なものである。樹木の周りの地面を掘って穴を作り、拘束者を木につなぐというようなところもある。衛生施設や医療設備は一様に不十分である。」[3a] (セクション 1c)
- 15.09 2008 年 11 月 18 日の国連の報告によれば、南部スーダンにおける刑務所改革のプロセスを指導するため、矯正アドバイザーと国連のスーダン派遣団 (UNMIS) が、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) および刑法改革・刑事裁判ポリシー国際センター (ICCLR) と緊密な連携の下に働いている。2007 年 12 月以来、国連矯正アドバイザーは、特に女性、子供などの特別処遇の必要な囚人、精神障害のある囚人及びエイズに感染している囚人のために働く刑務所スタッフを訓練することにより刑務所管理能力を強化するために活動してきた。刑務所職員は、情報管理、要員計画およびポリシー展開に関する訓練も受けている。[6am]
- 15.10 2008 年 11 月 4 日のスーダントリビューンによれば、ジョングレイの警察・刑務所建設の実施を担当する国連機関が、各サイトで活動を開始した。[12ay]
- 15.11 UNODC は、そのウェブサイト (2010 年 1 月 18 日アクセス) で女性の囚人に関し次のように述べている。

「女性用の刑務所に収監されている女性は、毎日とてもよく働き、600 人以上の男性囚人のための食事を用意している。重労働もあり、体力消耗やその他関連の病にかかる女性が多い。ジュバの女性刑務所では、ある女性が、刑務所での調理作業の超重労働を我慢したおかげで、3 カ月で流産しそうになるということが起こった。その女性は病院で手術を受け、術後直ちに刑務所に戻された。刑務所には、鎮痛剤もなく、その女性囚人は何日も激しい痛みに耐えねばならないこととなった。女性の囚人は、男女両方の囚人の食事を作らされている。」[100b]

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

死刑

- 16.01 暫定国民憲法(INC) (2010年2月28日アクセス) の第26条は、次のように規定している。

「(1) 法に基づき極端に重大な犯罪に対する懲罰、ハッド刑あるいは刑罰を除き死刑を科すことはないものとする。
 (2) 懲罰あるいはハッド刑のケースを除き、18歳以下の者あるいは70歳以上の者には死刑を科すことのないものとする。
 (3) 妊婦あるいは泌乳母(2年以上の授乳を除く) には死刑を執行しないものとする。」 [94a] (p15)

暫定憲法条文のコピーは、マックスプランク比較公法・国際法研究所のウェブサイト入手可能である。[94a] (p15)

- 16.02 アムネスティ・インターナショナル(AI)の2009年5月28日発行のレポート(2008年の出来事をカバー)は、次のように述べている。「死刑は依然として科されており、男性、女性および18歳以下の子供に対する死刑判決がなされている。」 [16a] これは多くの情報筋で確認されており、スーダン政府は、未成年者や精神不能者に対する者も含め死刑の科刑を続けているという。死刑執行は、通常絞首刑である。(拷問反対国際機構、2008年8月12日) [55f] (USSD レポート 2008、2009年2月25日) [3a] (セクション 1d)
- 16.03 しかしながら、UNICEF の2010年1月7日の報告によると、連邦児童法が承認され、18歳以下の者に対する死刑は廃止された。[40p] 更に詳しい情報については、児童の項を参照されたい。
- 16.04 更に、様々な情報ソースが、特に政治的な容疑者のケースにおいては、国際的な公正基準に従っていないとみなされる裁判で死刑判決が行われるケースについての懸念を示している。これに関する更なる情報については、司法の項の関連サブセクションを見られたい。
- 16.05 ハンズ・オフ・ケインのウェブサイトの2009年1月1日のページに掲載された情報は、スーダンにおける死刑に当たる犯罪について次のように言っている。

「死刑に値する犯罪には、殺人、武装強盗、武器所持及び密輸、国家への反逆、国の独立と団結を危うくする行為、国家に対する武力攻撃、背教行為および売春がある。

「シャリア法に基づき、刑法は、鞭打ちの刑、切断の刑、石投げの刑、貼り付けの刑(死刑執行後の死体を公衆にさらす)などの体罰について規定している。」

「スーダンの1991年刑法の146条によれば、‘姦通を犯した者には以下の罰が与えられる。

- a) 既婚者(ムシヤン) には石投げの刑;
- b) 未婚者(非ムシヤン) には鞭打ち100回の刑;
- c) 未婚者の男性にはむち打ちの刑に加えて一年間の国籍離脱 ‘」 [127d]

南部スーダン

16.06 南部スーダン暫定憲法(ICSS)第 25 条には次のように規定されている。

- 「(1) 法に基づき極端に重大な犯罪に対する懲罰、ハッド刑あるいは刑罰を除き死刑を科することのないものとする。
- (2) 懲罰あるいはハッド刑のケースを除き、18 歳以下の者あるいは 70 歳以上の者には死刑を科することのないものとする。
- (3) 妊婦あるいは泌乳母（2 年以上の授乳を除く）には死刑を執行しないものとする。」 [94b] (p9)

16.07 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「国連によれば、南部スーダンでは、死刑判決を受けた者の大多数には適切な法的代理人が付けられていなかった。」 [3a] (セクション 1e)

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

政治的所属

概観

- 17.01 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) カントリープロフィール：メインレポート（2009 年 3 月 4 日付け）では、EIU の民主化指数のランキングではスーダンが 146 位（167 カ国中）にランクされるとし、次のように述べている。

「この順位は、サウジアラビアやエリトリアなど多くのアラブ・アフリカ諸国より上位に位置するが、近隣国のエジプト、ウガンダおよびエチオピアよりもはるかに低い。スコアが極めて低いカテゴリーは、選挙プロセス（1989 年のクーデター以降の選挙は自由と公正に欠けていた）、政治参加（少数のエリートが政治を支配している）および政府の機能（中央政府および地方政府ともに構造的問題を抱えている）である。政治文化のカテゴリーで比較的高いスコアを得ているのは、かなり広い範囲の政治姿勢が国民の会話の一部となって来ているからであろう。市民の自由の尊重度は概して低いが、ダルフル等の紛争地域を除けば、アフリカの他の多くの国々よりは若干ましである。」 [114c]

- 17.02 一方、総選挙が 2010 年 4 月に予定されている。2010 年 2 月 13 日から選挙戦が公式に始まり、「... ほぼ四半世紀ぶりの複数政党選挙」になる見込みである。2010 年 4 月に予定されている総選挙は、2005 年の包括的和平合意 (CPA) にて当初から同意されていたもので、大統領選挙、州知事選挙および議員選挙が同時に行われる。 [144e]

政治的表現の自由

- 17.03 2009 年 12 月 17 日、カーターセンター（公式の選挙プロセス監視者 [14g]）は、「スーダンにおいては、12 月 7 日しめ切りの国政選挙投票者登録が終わり、... 国家選挙管理委員会 (NEC) によれば、2,070 万人の有権者のうち 1,570 万人が登録を済ませ、登録者数はスーダン人の有権者総数の少なくとも 75.8% に上り、NEC の目標 80% に迫るものとなった。」という結果を歓迎する声明を発表した。同レポートによれば、北部では、有権者の 71% が登録し、南部の登録者は 98% にのぼり、女性の登録も「50% を超えている」と言われている。しかしながら、「... 25 州のうち 13 州（ダルフルの 3 州を含む）では NEC の目標以下の登録者数であった。」 [143a] 2010 年 2 月 5 日のロイターのアラートネットは、NEC はヨーロッパ連合の選挙監視団を受け入れることに同意したと報じている。「『我々は、EU が 130 人の専門家から成る選挙監視団を送るという協定にサインした。』と NEC の副委員長アブダッラー・アーメド・アブダッラーはロイターに語った。」 [144f]

- 17.04 安保理決議 1590 号（2005 年）に基づくスーダンに関する事務総長レポート（2010 年 1 月 19 日付け）は、次のように述べている。「国政選挙のための投票者登録は、ほとんど治安上の事件なしに行われた。」「ハルツームでは、ジュバ大学にて、SPLM サポーターと SPLM・民主化改革 (SPLM-DC) との衝突はあったが負傷者は出なかった。」 [7e] (パラ 7) しかしながら、同レポートは次のようにも言っている。「選挙の信頼性を監理する国家選挙管理最高委員

会は、人材と資金が不十分で能力を発揮することが出来ないであろう。」[7e] (パラ 29)

- 17.05 インターナショナル・クライシス・グループの「スーダン：内部崩壊の阻止」と題するポリシーブリーフィング（2009 年 12 月 17 日）は、来るべき選挙に関し次のような懸念を提起している。

「CPA に規定されている中間国政選挙には、有権者の政治的権利を広げることにより国の改革を成し遂げ、統治能力を強化し、最終的には統一が南部にとって魅力的なものとなるようにする意図がある。選挙は、もともと 2008 年に予定され、遅れても 2009 年 7 月以降となることはないと言われていたが、その後 2010 年 2 月に延期となり、さらに 2010 年 4 月まで延期されたのであった。当初の目的を達成するチャンスはあまり残されていない。国民選挙管理委員会（NEC）には、5 段階にわたる選挙を組織するのに僅か 4 ヶ月しか残っていない。5 つの選挙とは、大統領選挙、南部政府大統領選挙、知事選挙、国会議員選挙および地方議会議員選挙である。

「選挙は、ロジスティックの面でも課題を抱えている。主要野党は、大事な要素が欠けていると主張している。2009 年 9 月に、彼等は SPLM とともに、もし NCP が自由で公正な選挙のための条件を満たさないのであれば選挙をボイコットすると言う共同宣言を行った。ダルフルおよび南スーダンの一部では治安が悪く、これら地域では信頼できる投票を行う事は難しいであろう。」[14i] (p3)

- 17.06 同じレポートは、選挙プロセスの統一性に影響を与えるいくつかの問題が未解決のままであるとみられることに懸念を表わしている。それら未解決の問題には、次のものがある。親 NCP の有権者登録が多すぎると言う結果報告を受けて疑問が生まれてきた第五回世帯・人口国勢調査の結果（投票者登録のベースとして使われた）の不整合、投票者登録に関するルールにより「... 200 万人のダルフル人の避難民が政治プロセスから外されるかもしれない」と言う懸念、自由で公正な選挙のために必要となる法律の創設あるいは改訂に関して政治的協議が限定的であること、特に南部における治安環境の悪化、自らの権威の正当性を改めて確立するために選挙を利用しようとしている国民会議党（NCP）とスーダン人民解放運動（SPLM）の二つの主要政治団体による政治操作、等。」[14i] (p3-7)

- 17.07 同レポートは更に、次のように述べている。

「不正選挙はスーダンの持続的平和をもたらすことにならないであろう。不法選挙は、北部および南部の社会的に疎外されているグループによる抗争と武力行使をエスカレートさせるであろう。現状では、2010 年 4 月の選挙は、結果が平穏に受け入れられる状況を望めないであろうし、平和的な国民投票の礎を築くことにもならないであろう。NCP と SPLM は他の政党の利益を取り込むこともなしに、選挙を敢行することに固執しており、ダルフルに適切な安定性を構築することは更なる抗争のための処方箋となるのである。」[14i] (p7)

包括的和平合意 (CPA) に関する進展の更なる情報については、最近の進展の項を参照されたい。選挙についての最新情報は、最近のニュースの項を見られたし。

集会と結社の自由

17.08 スーダンでは、集会と結社の自由が認められている。政党活動も行える。詳しくは、政治体制の項及び上記のサブセクションの情報を参照されたい。しかし、以下に詳しく述べるように、集会・結社の自由は実際には官憲により妨げられているという報告がいくつもある。

17.09 スーダン共和国暫定国民憲法 2005 の第 40 条に集会・結社の自由にかかわる権利が規定されている。[94a]

17.10 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発表の人権に関するレポート 2008 : スーダン (USSD レポート 2008) は、次のように述べている。

「暫定国民憲法及び関連法は集会の自由を規定しているが、実際には政府はこの権利を厳しく制限している。政府は、公式には、すべての会合と大衆運動・デモを禁止する権限をもっているが、これを常に行使するわけではない。...反政府政治グループと提携しているイスラム教グループ、特にアンサール（ウマム党）とカトミヤ（民主統一党）には、大きな公開集会を開くことが認められていないが、私有施設内での反政府集会はいつも開かれている。政府の公安官は、反政府政治集会にちょくちょく顔を出し、集会を妨害し、政治集会後に参加者を公安局本部に呼び出して尋問したりしている。」 [3a] (セクション 2b)

17.11 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、その「進むべき道：スーダンにおける人権侵害と弾圧を終わらせるために」と題する 2009 年 10 月発行のレポートの中で、次のように述べている。「スーダンの北部州およびハルツームでは、NCP 政権は、治安部隊を使って一般の活動家や反乱容疑者の恣意的逮捕や拘束を行い、表現や集会の権利と自由を侵害し、弾圧の雰囲気を作り上げている。」 [19k] (p2)

17.12 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、その「スーダン：近く行われる選挙の妨げとなる侵害」と題する 2010 年 1 月 24 日付けのレポートの中で、次のように述べている。

「スーダン政府は、過剰な力を行使して平和的集会を抑圧し、結社の自由や表現の自由を侵害している。2009 年 12 月 7 日及び 14 日に、警察と国家治安部隊は、催涙ガス、ゴム弾、警棒やその他の武器を用い、ハルツームや他の都市で起こった大きな平和的デモを追い散らした。北部スーダンの各地で、市民団体による選挙に関するトレーニングなどの公開イベントが、官憲により妨害されたり、開催許可を拒否されたりした。」

17.13 同レポートの記述は、次のように続く。

「2009 年 12 月 7 日及び 14 日に、選挙に先立ち民主化改革を成就することが出来ずにいる NCP 政権に抗議して、SPLM ほかの政治グループが組織した平和的なデモがハルツーム及びいくつかの北部の町で起こったが、いずれも治安部隊により武力的に制圧された。」

目撃者がヒューマンライツに語ったところによると、12月7日の朝、政治指導者やジャーナリストを含む160人以上が機動隊と治安部隊により逮捕され、ハルツームでは催涙ガス、ゴム弾、警棒やその他の武器を使って群衆が追い散らされ、40人以上が負傷した。

「ハルツーム郊外のオムドゥルマンでは、警察がある橋を封鎖したために人々が欄干から飛び降りて負傷者が出た、と言う話も伝えられている。その時橋の上にいたという若者は、ヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところでは、警官に警棒で殴られ、頭に何針か縫う傷を負わされたと言う。

「12月14日には、再び機動隊と治安部隊が出動し、激しい力を行使して群衆を蹴散らし、多くの逮捕者が出た。アルゲジラ州の地方政府の元大臣ハフィズ・イブラヒム・アブドゥルガディールがスーダンラジオ局に語ったところでは、国家公安官は彼を車から引き降ろし、はげしく殴り、オムドゥルマンの近くで放り出したと言う。

「両日とも、国家公安部隊と警察は、ジャーナリストに暴行を加え、逮捕した。時には報道局の中にまで押し入った。

「また、政府は、必要な申請書類を提出していても、公開集会やイベントに許可を与えなかった。12月16日には、元国家公安局長官であったサラ・ゴシュ大統領顧問は、いかなる大衆デモも、状況は‘そのような表現方式には適応しない’として政府はこれを認めないであろうと発表した。

「12月のデモ弾圧以前にも、政府当局は、選挙に直接関連する公開集会やイベントをいくつも妨害し、禁止している。2009年11月・12月には、東部スーダンのカッサラで開かれた選挙監視に関するトレーニングコースの少なくとも二つ、白ナイル州のコスティにおける二つの市民集会、ハルツームにおける独立の大統領候補を支援する公開演説、及び多数の公開集会に対し、政府は、キャンセル、不許可若しくは中断などの処分を与えた。」

ジャーナリストに対する処遇の項も参照されたい。

- 17.14 AllAfrica.com ウェブサイトの2009年12月7日のページも、2009年12月7日のハルツームでの事件につき次のように報じている。

「ニュース報道によれば、月曜日、ハルツームの国会議事堂前での抗議集会において、スーダン人民解放運動(SPLM)の要人が政府当局により逮捕された。

「スーダントリビューンによれば、逮捕されたのは、SPLM 事務局長パガン・アムム、副事務局長ヤッシール・アルマン、およびスーダン連立政権の大臣アッバス・ゴマー等であった。... 警察は抗議集会を違法であると宣言したが、フランス通信(AFP)は午前中に次のように報じた。“武装警察に追われた何百人もの反政府抗議デモは、プラカードを掲げ、‘我々に自由を’と叫びながらハルツームとオムドゥルマンの通りを行進した。”」[97e]

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

反政府グループおよび政治活動家

反政府グループおよび政治活動家の処遇の問題を考える際は、結社・集会および政治的表現の自由に関する上述の情報に加え、以下のサブセクションに述べる情報も参照すべきである。個別政党に関する情報については、付属書 B: 政治組織も参照されたい。

- 17.15 国連特別報告官の 2009 年 6 月発行のレポートは、次のように述べている。

「いくつかの政党メンバーおよびスーダン各地の反政府グループとその提携グループのメンバーは、公開政治活動と意見発表により NISS（国家諜報公安局）により恣意的に逮捕・拘束されてきた。2008 年 12 月 29 日、民主統一党の副委員長アリ・マフムード・ハッサネインは、ハルツームで、NISS により 14 時間拘束され、ICC に関する考えにつき長時間尋問を受けた。釈放される前に、ICC にスーダンが協力することを支持する意見を持っている者は死刑に処されるであろうと NISS の上級職員から脅しを受けた。」 [6p] (パラ 37)

- 17.16 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、その「スーダン：近く行われる選挙の妨げとなる侵害」と題する 2010 年 1 月 24 日付けのレポートの中で、次のように述べている。

「2009 年 3 月から 5 月の間に、バシール大統領起訴を受けていくつかの大学で ICC 支持のイベントを組織したスーダン解放軍アブデル・ワヒド分派の系列の連合人民戦線のメンバー 20 人が NISS に逮捕された。釈放された者の話では、拘束中に棒、電線、銃の台尻などで殴られたと言う。少なくとも 7 人は拘束されたままで、起訴もされていない。家族や弁護士との接触を許されない者もいる。」 [19k] (p9)

- 17.17 USSD レポート 2008 は、次のように報告している。「人民会議党 (PCP) のリーダーであるハッサン・アル・ツラビも、2008 年 5 月の JEM によるオムドゥルマン襲撃事件の後逮捕され、12 時間拘束された。」また、同レポートは、次のように述べている。「PCP メンバーの今回の拘束は短時間であったが、昨年逮捕された者はまだ拘禁されている。PCP で活躍しているジャーナリストや弁護士も拘束されている。」さらに、同レポートによれば、政府は、国際的人道関連団体が政治囚と接触することを許可しないとのことである。[3a] (セクション 1d)

- 17.18 BBC ニュースの「プロフィール：スーダンのイスラム指導者」と題する 2009 年 1 月 15 日の記事は、次のように報じている。ハッサン・アル・ツラビは、近年、「大ぴらにダルフルに関する政府のポリシーを批判している。」さらに、同レポートは、次のように記している。「ツラビ氏は、2009 年 1 月に、自らを国際刑事裁判所に引き渡すようバシール大統領に要求したのち、逮捕された。…」 [9h]

- 17.19 国連特別報告官の 2009 年 6 月発行のレポートもまた、次のように述べている。「2009 年 1 月 14 日、NISS は PCP（人民会議党）の二人の上級メンバーを逮捕した。それは、ハッサン・アル・ツラビ PCP 委員長と対外関係局長のバシール・アダム・ラハマの二人で、ハルツームとポートスーダンで 2 ヶ月間

拘束された。逮捕は、アル・ツラビが ICC に関する声明を発表した 2 日後であった。」[6p] (パラ 37)

- 17.20 2010年4月に予定されている選挙に出馬するおもな大統領候補者についての詳細は、ロイターのアラートネットの「ファクトボックス：スーダン大統領選挙の主な候補者」と題する2010年2月13日付けの記事を参照されたい。リンクの[ここ](#)をクリックするとアクセスできる。[144g]

治安部隊による恣意的逮捕・拘束に関する更なる詳細については、[治安部隊](#)の項を見られたい。

正義と平等運動(JEM)

- 17.21 BBC モニタリングウェブサイトのバックグラウンドブリーフィング：スーダン（2009年3月4日最新）は、JEMについて次のように記している。

「JEMは、おそらく NIF（民族イスラム戦線）の中で育ったことが基となっているのであろうが、ダルフルでは唯一ほぼ政党と言えるグループであり、そのため極めて活発に政治活動が出来るグループであった。JEMの指導者は、イスラム教徒であり、アル・ツラビ（人民会議党のリーダー）と深いつながりがある（本人は否定している）と広く理解されているが、JEMの戦士の多くは、第一に自分たちの民族（概ねザガワ族）のために戦うことを最優先としている。JEMは、シャリアの維持にこだわっているが、いま求められるのは民主主義であり、イスラム憲法に基づく国民投票であると言っている。リーダーのカリル・イブラヒム・ムハマッドはかつて NIF の大臣であり...ダルフル戦争の初期段階には、JEMは、殆ど戦いに参加しない状態が続いていたが、2007年にこれが変わり、激しく戦闘に加わるようになった。そして、2008年5月のハルツームでの襲撃事件で最高潮に達した。」[142d]

JEM および 2008 年 5 月のオムドゥルマン襲撃の影響

- 17.22 「スーダン、ダルフル反乱グループの首都攻撃後チャドとの関係を断つ」と題するガーディアン の 2008 年 5 月 12 日の記事は、次のように言っている。

「正義と平等運動(JEM) の 2008 年 5 月 9 日のオムドゥルマン襲撃は、10 年来の内戦時代で初めて反乱グループがスーダンの首都に達した事件であった。JEM の攻撃を受け、直ちにハルツームに夜間外出禁止令が出され、スーダン軍は反撃した。そして、非難の矛先は直ちに隣国チャドに向けられた...チャドは関与を否定したが、チャドは歴史的に JEM と強い軍事的きずなを持っていた。...ダルフルの他の反乱グループとは違い、JEM は、全国的な活動計画を持っており、コルドファン攻撃も行い、昨年には中国が開発している油田への攻撃も行った。JEM は、スーダン中に不公平を広めるバシールのアラブ寄りの体制を非難し、国の政府に強い発言力を持つ独自の地域を持つことを望んでいた。

「千人程度の兵力しか持たない JEM は、十万の兵力を持つ強力なスーダン国軍には兵士の数でも武器の数でも劣っているが、JEM には資金があり、強力な支援者がついている。」[90b]

付属書 B: 政治組織も参照されたい。

- 17.23 国連特別報告官の 2009 年 6 月発行のレポートは、オムドゥルマン襲撃の影響について、次のように述べている。

「政府治安当局は、ハルツームおよびスーダン各地で、オムドゥルマン襲撃への関与の疑いで何百人もの人を逮捕した。UNMIS（国連のスーダン派遣団）の人権セクションの得た報告では、逮捕者の数は1,000人近くにのぼり、その大多数はダルフルの民族グループであるとのことであった。UNMIS は、2008年5月以来、逮捕・拘束を確認する情報を繰り返し当局に求めてきた。国

連特別報告官は、2009年5月26日に開催された人権フォーラムに望んで出席した。そこでは、8人の子供も含まれると言われる約200人が逮捕された後に告訴されたのか釈放されたのかが不明なところ、その消息を解明するために議論が行われた。6月3日、特別報告官は、ハルツーム州の検事総長に会った。同検事総長によれば、検事による捜査段階で51人が釈放され、裁判の段階で24人が容疑者から外れ、53人が保釈となり、24人が大統領令により釈放され、12人が少年裁判所に回され、3人が精神障害のため無罪となって精神病院に送られ、91人が有罪となり死刑判決を受け、1人が5年の懲役刑の判決を受けた。検事は、未だに法的立場と所在が確認できていない約200人についての情報を明らかにしなかった。」[6p] (パラ 33)

- 17.24 同様に、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2009年10月の「進むべき道：スーダンにおける人権侵害と弾圧の終結に向けて」と題するレポートで、次のように伝えている。「2008年5月の正義と平等運動(JEM)の反乱グループによるオムドゥルマン襲撃後の政府の弾圧において‘行方不明となった’200人に及ぶ人々の消息は依然不明であるが、逮捕後15ヶ月経ってもまだ起訴されずに隔離拘置所に拘禁されている者が少なくとも10人いる。…」[19k] (p8)

- 17.25 アムネスティ・インターナショナル(AI)は、2009年のスーダンに関する年次レポート(2008年中の出来事をカバー)にて、2008年5月の正義と平等運動(JEM)の反乱グループによるオムドゥルマン襲撃につき次のように述べている。

「襲撃事件後、何百人もの市民が逮捕され、裁判外の処刑、拷問、及びその他の虐待行為を受けたと言われている。多くの人が、非公式の拘置所である隔離拘置所に拘禁されていた。最年少の拘束者は9歳の子供で、拘置所の地下室に母親と共に2ヶ月間拘留された。少なくとも1人が、逮捕の2週間後に、拘束中の虐待が原因で死亡した。…多くの逮捕者が釈放されたが、まだ多くの者の消息や所在が不明のままである。」[16a]

- 17.26 USSD レポート 2008 も、次のように述べている。「2008年5月10日のJEMによるオムドゥルマン襲撃の後、5月と6月に、NISSは数多くのダルーフル人を逮捕した。拘束者の大部分は釈放されたが、政府は、その年末になっても起訴もせずにまだ数百人を拘束している、と人権団体は非難している。」[3a] (セクション 1d) 同レポートは、更に次のように付け加えている。「SLA(スーダン) ミンニ・ミナウィ分派のメンバーの何人かは自宅で逮捕され、殴打を受け、5月10日のJEM襲撃の後一晩中拘禁された。」[3a] (セクション 1d)

- 17.27 国連人権理事会(UNHRC)の強制失踪もしくは不本意失踪(EID)に関するワーキンググループの2009年2月のレポートは、次のように述べている。

「信頼できる筋によると、2008年5月10日の反乱グループ(JEM)によるオムドゥルマン(スーダンの首都ハルツームを構成する3つの町のひとつ)への襲撃の後、当局は、何百人もの男女(子供を含む)を逮捕したが、その多くは行方が知れない。

「逮捕された者の多くは、公共交通機関の中や路上など公共の場所で身柄を拘束された。官憲は、首都の北に位置するシャンディや東スーダンのポート

スーダンなどハルツームから離れた場所に何人もの拘束者を移動させたと言われている。

「伝えられるところによると、逮捕された者あるいは失踪した者の家族は愛する者達の所在についての情報を得ることが出来ず、当局は彼等が拘束されていることを認めなかった、と言う。

「また、聞くとところによると、メディアあるいは国家諜報公安局の窓口にコンタクトして拘束された者の行方を知ろうとした家族は、ハラスメントを受け、逮捕のリスクに遇った。

「この一般的な申し立てに対して政府からは何も回答が得られなかった。...ワーキンググループは2005年12月20日にスーダン訪問の希望をスーダン政府に提出した。2008年4月3日に、ワーキンググループは、再びスーダン訪問の意図を表明したが、未だに回答を得ていない。」 [148d] (p69-70)

ダルフーの人々に対する処遇に関する詳細情報については、ダルフルの民族グループの処遇の項を見られたい。恣意的逮捕に関する一般的な資料については、治安部隊による恣意的逮捕：概観の項を見られたい。また、2008年5月10日の正義と平等運動によるオムドゥルマン襲撃に関する裁判と題するサブセクションも参照されたい。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

ダルフルのその他の反政府政治団体・市民運動団体

- 17.28 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2009年10月の「進むべき道：スーダンにおける人権侵害と弾圧の終結に向けて」と題するレポートで、次のように伝えている。

「2009年8月28日、15人の武装した公安官が、ダルフル暫定地方政府事務所（2006年のダルフル和平合意により結成された政府組織）に押し入り、ダルフル人職員のアブデルマジド・サレー・アバケール・ハルーンを逮捕した。彼は、白昼ハルツームで逮捕され、秘密の場所に拘禁され、何週間も家族とも弁護士とも接触することを許されなかった。彼は、まだ拘束中で、政府は、その逮捕の理由を明らかにしていない。」 [19k] (p9)

- 17.29 同様に、USSD レポート 2008は、次のように伝えている。「2008年5月11日、NISS係官は、暫定ダルフル地方政府(TDRA)の法務局長アブデラジズ・サム及びその家族3人を逮捕した。彼等はまとめて縛られ、5時間も殴打を受け、その後、起訴されることなく釈放された。」 [3a] (セクション1c)

- 17.30 アムネスティインターナショナルの 2009 年 6 月 17 日付けの米国通信は、次のように述べている。（これは、All Africa file でも実証されている。[132a]）「2009 年 4 月 14 日、アバカル・イブラヒム・アダムが 9 人のダルフルの男達のグループと共に逮捕された。伝えられるところでは、アダム氏は、ジャーナリストのモハメド・タハを殺害した疑いで国家諜報公安局 (NISS) により帰宅途上に逮捕され死刑判決を受けた 9 人のダルフルの男

達が 2009 年 4 月 13 日に絞首刑に処されたことに対する抗議運動（2009 年 5 月 14 日）に関与したとのことである。[16b] 同じ記事によれば、「特に拘束者が隔離拘置所に拘禁されている場合および特に拘束者がダルフル出身者である場合、NISS による拷問や虐待行為が広まっている。ハルツームにいるダルフル人の学生は、抗議運動や政治デモの後にはしばしば NISS によるハラスメントを受けていると言う。」[16b]

- 17.31 ダルフルにおける表現の自由に対する権利について、2009 年 10 月 29 日付けの国連専門家委員会レポートは、次のように伝えている。

「政治的意見や政治的所属が基でダルフル人に対して懲罰を与えられることはしばしばあり、それがダルフル人の表現の自由を小さなものとする結果となっている。ダルフル人は、抗争などで一方の政治グループを支持する意見を発表したりすることで、恣意的に逮捕され、拘束され、虐待を受け、拷問を受けている。

「紛争の犠牲となった国内避難民は、スーダン政府や反乱グループに対して語ったり発言したりすることを恐れている。そのような発言によりハラスメントや暴力を受けた経験があるからである。このような感情は、ダルフル全域の国内避難民の集落の長達にしみついている。たとえば、専門家委員会が訪れたモルネイキャンプ（西ダルフルで最大の82,000人の難民を受け入れている難民キャンプ）では、同地域に大きなNISS部隊がいることから、その影響を恐れる難民社会のリーダー達は委員会に会うことを拒んだ。

「殆どの住民が国内避難民であるという北ダルフルの町カブカビヤでは、委員会は集落の長達に会うことが出来た。インタビューの相手は、以前に国際監視団からインタビューを受けた直後に家族を含め迫害を受けたと訴えた。

「他の場所では、村のリーダー達は、報復を恐れて、秘密裏にしか委員会と接触しなかった。

「北ダルフルでは、委員会は、NISSに逮捕され拘束された国内避難民の集落のリーダーの1人のケースを記録している。umdaは、外国要人との会見で、国際刑事裁判所のダルフルにおける努力に対する支持をはっきり表明していた。NISS 職員が委員会に語ったところでは、umda は、キャンプにおいて、SLA/AWの政治活動計画を宣伝したために逮捕されたとのことであった。会見後、NISSは、国家治安維持委員会と相談の結果、起訴することなくその集落のリーダーを釈放することが決定したと委員会に伝えてきた。」[6q] (パラ 294-298)

ダルフル人の処遇に関する詳しい情報については、ダルフルの民族グループの処遇の項を見られたい。

恣意的逮捕と国内避難民に関する一般的資料については、治安部隊による恣意的逮捕：概観の項も参照乞う。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

学生活動家

17.32 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。

「警察の過度な武力行使によるデモ弾圧により死者や負傷者が出た。2008 年 5 月 21 日、エド・ダマジンのスーダン国軍(SAF)のキャンプで、SAF の兵隊が学生の抗議デモに発砲し、2 人が死亡し、15 人が負傷した。2008 年 7 月 27 日には、白ナイル州でのデモで警察は 2 人のデモ参加者を死亡させ、11 月 7 日には、検閲に抗議するデモに参加した多くのジャーナリストを含む 70 人が警察に逮捕された。逮捕者たちは後に釈放された。」 [3a] (セクション 2b)

17.33 USSD レポート 2008 は、ダルフルの学生が関与した事件について、更に次のように述べている。

「警察と NISS 係官は、学生の抗議デモを強引に蹴散らし、多くの重傷者を出した。7 月 21 日、ハルツームの大学で、前日に起こった仲間の逮捕に抗議するダルフルの学生の平和的なデモを無理やり追い散らした。NISS の職員は、学生たちを学生寮まで追ってゆき、何人かを殴り、二人の学生を窓から放り出し重傷を負わせた。」 [3a] (セクション 1c)

17.34 2010 年 2 月 12 日付けのロイターアフリカは、次のように伝えている。「ハルツームの学生たちは、選挙キャンペーンが始まる一日前に緊張が高まり、ダルフル出身の学生たちが官憲により拉致、拷問および殺害を受けたとして非難した。…」治安当局はその訴えを退け、事件は‘通常の犯罪’に対するものであるとみなした。[82f]

17.35 国連特別報告官の 2009 年 6 月発行のレポートは、次のように言っている。

「2009年3月11日、南コルドファン州のジリン大学で、ICC問題のディベートのための公認の集会が、目撃者によると学生、卒業生およびNISS職員とみなされるグループにより暴力的な攻撃を受けた。棒、鉄棒、および若干の銃を携えた40人を載せた2台のピックアップトラックが校庭に侵入し、集まっていた約200人の学生を襲撃した。何人かの学生が負傷した。」 [6p] (パラ 42)

17.36 HRW の「進むべき道：スーダンにおける人権侵害と弾圧の終結に向けて」と題するレポート（2009 年 10 月）も、次のように述べている。[2009 年 5 月、ハルツーム大学でメロウェダムに関するスピーチを行った学生が NISS 局員により逮捕された。逮捕された学生は、カッサラのベジャ会議党のメンバーであったが、当局は起訴することなしに 1 週間拘束した。 [19k] (p9)

ダルフルのグループの対する処遇に関する更なる情報は、ダルフルの民族グループの処遇と題するサブセクションに示されている。

恣意的逮捕と拘束に関する更なる情報は、治安部隊の項に示されている。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

18. 言論と報道の自由

- 18.01 ジャーナリスト保護委員会(CPJ 2009) は、2010 年 2 月 16 日付けの「報道への攻撃 2009 年報告」と題するレポートで、次のように述べている。

「スーダンのジャーナリストは、政治的不安定と厳しい制約の中で活動している。国家検閲が行き渡っており、ジャーナリストは 2009 年に起こった騒々しい出来事を密着取材に基づいて報道することに制約を受けていた。2009 年に起こった出来事の主なものは、国際刑事裁判所(ICC) によるオマル・ハッサン・アル・バシール大統領に対する逮捕状の発行、破滅的なダルフル地方で未だに散発的に起こる戦争、戦争再発の恐れに火を付けた南スーダンの民族グループへの暴力の急増、等があった。公安当局は、ダルフル問題、ICC 問題、人権問題、役人の汚職、援助機関の排除、国の検閲制度そのものなどセンシティブとみなされるトピックをカバーする報道を阻んできた。国会は、厳格な新報道法の法案を可決し、抑圧的な 2004 年報道法を 国際スタンダードに基づく法律に置きかえる望みを打ち砕いた。(詳しくは下記の説明を参照。) 政府は、2009 年 9 月に事前検閲を止めると発表したが、編集者達は、これで状況が大きく改善されるとは信じなかった。地元のジャーナリストの多くは、国の規則と行き渡る検閲が、2010 年に予定されている歴史的な国政選挙の準備段階における自由で公正なキャンペーンに対する希望の息の根を止める恐れがあると心配している。」 [28c]

- 18.02 ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2009 年 1 月 20 日発行のスーダンに関する年次報告 2010(HRW 2010) は 2009 年の出来事を報告しているが、そこで次のように述べている。

「2009 年 1 月から 6 月の間に、当局は少なくとも 10 回にわたり厳しい検閲により新聞の発行を停止させ、ジャーナリストおよびダルフルに関する書籍の著者にハラスメントを働き、逮捕し、ジャーナリストを支援している団体を閉鎖せしめた。9 月(2009 年)には、アル・バシール大統領は印刷前の事前検閲制を廃止すると発表した。ジャーナリストは確立されている'越えてはならない一線'を守るべきと警告し、政府に批判的と見えるような記事は発表してはならないことをほめかした。(2009 年 9 月 28 日付けのスーダントリビューンの記事にも同様の報告がある。[12bs])」 [19n]

- 18.03 2009 年 10 月 3 日、国境なき報道者団は、「アル・バシール大統領、検閲制度廃止を発表するも『われわれは、その実施状況を見守りたい』という」と題する記事で、次のように報告している。

「2009 年 9 月 27 日、アル・バシール大統領は、20 か月にわたり諜報機関により行われてきた印刷前のすべての出版物の検閲を廃止する法令を発表した。これは、いくつかの新聞編集者、全国ジャーナリスト協会および政府諜報機関の間での合意の結果であり、報道の『倫理コード』の制定につながるものである。一部の出版社と新聞社は、自分達は協定交渉の当事者ではなく、同コードは当局が書いたものであるという理由で、協定に署名することを拒否した。」 [27a]

- 18.04 HRW の「進むべき道：スーダンにおける人権侵害と弾圧の終結に向けて」と題するレポート（2009 年 10 月）は、次のように述べている。「もはや新聞の発行前に検閲を行うことはない」であろうと政府は発表した、その様な約束は前にもあった。そして、「弾圧と検閲の法的根拠となる‘国家治安維持法’はそのまま残っている」と強調している。[19k] (p2)

ヒューマン・ライツ・ウォッチの「‘日々の闘い’：スーダンのジャーナリストと人権擁護者に対する検閲とハラスメント」と題するレポート（2009 年 2 月）には、スーダンにおける報道管制に関する有益な背景情報が示されている。[19l]

2009 年報道法

- 18.05 ジャーナリスト保護委員会(CPJ 2009) は、2010 年 2 月 16 日付けの「報道への攻撃 2009 年報告」と題するレポートで、次のように述べている。

「... 2009 年 6 月の国会を全会一致で通過した報道法は、いくつかの規制策を含み、国の検閲を排除することが出来ないものとなっている。当初の法案は極めて厳格なもので、全国報道評議会に、新聞発行を止め、出版ライセンスを与えたり取り消したりし、ジャーナリストに対し厳しい規制を課し、印刷機器を差し押さえたり出来る権限を与えるものであった。改訂法案は、メディア擁護者及び野党の批判に応える改良を含んでいるが、国際基準からには遠く及ばないものである。たとえば、改訂法案の最終版では、報道評議会は裁判所の決定なしに 3 日以上新聞発行を停止させることを禁じている一方で、ジャーナリスト登録制度は残っており、国の安全と公共秩序に係る報道に国家の干渉を許すものである。また、新法は、1999 年の国家治安維持法を覆すことはできなかった。現行の国家治安維持法によれば、公安当局はメディアに対して大きな力を持ち、現実に新聞の検閲を行い、発行を止めたり政府に批判的な記事を削除させたりすることが許されている。」[28c]

- 18.06 2009 年 6 月 8 日のロイターは、新報道法につき、次のように報じている。

「スーダンでは、メディア法の改訂法案が国会を通過し、先月（2009 年 5 月）のハルツームの抗議集会に火を付けることになった。しかし、新法はスーダンのジャーナリストの多くにとっての脅威を和らげるものとはならなかった。スーダンの法律の多くが、国の民主化を求めた 2005 年の南北和平合意の下で総点検されたが、2009 年のジャーナリズムと報道出版に関する法案は国会の審議に回されずにいた。」[70b] 新報道法に関する 2009 年 6 月 11 日の CPJ レポートもまた、新法案は、「表現の自由に関して国際基準に欠けている」と述べている。[28d]

マスメディア

- 18.07 フリーダムハウスの 2009 年 7 月 16 日付けの世界における自由ワールドレポート 2009：スーダン（2008 年の出来事をカバー）は、次のように述べている。

「政府任命の委員が支配する全国報道評議会は、新聞にライセンスを与え、ジャーナリストの監視を行う。数多くの日刊紙および週刊誌の見方は、反政府グループおよび南部スーダン政府の見解に近い考えを反映している。情報

省は、放送メディアをしっかりとコントロールしている。ハルツームと南部ではいくつかの民間ラジオ局が活動しているが、政府は、好ましからざるテーマの番組を監視している。国は、テレビ放送のみをコントロールしている。インターネットはサブサハラの国々でも普及して来ているが、都市部に限られている。政府は、Eメールメッセージを監視し、ポルノを含むサイトを禁止している。ニュースサイトは殆ど影響を受けていないが、2008年8月に、政府は、JEM反乱グループ容疑者に対する治安部隊の虐待を示すビデオがサイトに載った後に官憲はユーチューブのビデオ動画サービスを禁止した。」
[53b]

2010年2月20日更新のBBCのスーダンカントリープロフィールは、スーダンにおける様々なメディアを含むスーダンのメディア状況の概要を示している。リンクの[ここ](#)をクリックすると詳細情報にアクセスできる。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

ジャーナリストに対する扱い

18.08 2009年2月25日付けのUSSDレポートは、次のように述べている。「...ジャーナリストは、その報道行為のため、逮捕、ハラスメント、脅迫および暴力を受けている。」また、「政府は、北部では、外国メディアにも制約を課している。ビザの発給を拒否された外国人ジャーナリストもいる一方では、反政府政治家、反乱グループ、市民運動家などに常に接触している者もある。」[3a] (セクション 2a)

18.09 国連特別報告官の2009年6月発行のレポートは、次のように述べている。

「...ジャーナリストの新聞検閲に対する抗議の数が増えている。2008年11月17日、100人以上のジャーナリストが国会議事堂の階段で平和的に集会を開き請願を行ったところ、またたく間に74人ほどが警官に逮捕された。2008年11月20日には、NISS 長官サラ・ゴッシュは、いくつかの新聞に、検閲は必要であり、合法であり、合憲であると語った。」

「2009年4月21日、ハルツームの刑事裁判所は、PCPの政治秘書で弁護士のカマル・オマルに対し、名誉棄損と偽りのニュース報道の罪で有罪の判決を下した。彼には、8か月の懲役刑が宣告されたが、上告の結果2カ月に短縮された。彼が、スーダン国軍(SAF)を解雇されたダルフル人のグループに対する差別を非難する記事を2006年10月に発表したのだが、NISSはこの記事を告発していたのである。彼は、2009年4月14日に釈放された。」

「2009年4月21日、スーダン人民解放運動(SPLM)の議連委員長のイスラム教徒ヤシール・アーマンは、非イスラム教徒にシャリアの罰の適用を免除しないという理由で刑法に対するいくつか改訂案を批判した。これに対し、いくつかのスーダンの新聞は、彼は背教的であり、シャリアの下では死罪に値するとして彼を非難した。彼が日刊紙アジラス‘アル・フリヤ’に釈明の記事を載せようとしたが、NISSの検閲により没となった。」 6p] (パラ 39-41)

- 18.10 CPL の「スーダンで抗議集会を報道したジャーナリスト叩かる」と題する 2009 年 12 月 16 日の記事によれば、ハルツームとオムドゥルマンにおける政府軍と抗議デモとの政治的衝突の報道を試みた何人かのジャーナリストが拘束され殴打を受けた。[28e] 同レポートは、次のように続けている。

「月曜日（2009 年 12 月 14 日）には、ハルツームのアル・シュルクのサテライトチャンネルのジャーナリストであるルシア・ジョン・アブイ、独立系日刊紙アル・タヤールのジャーナリストであるラシャン・オーシ、ドバイ拠点のアル・アラビアのニュースチャンネルの三人のクルー、および反政府日刊紙サウト・アル・ウンマのジャーナリスト 7 人が逮捕された。地元のニュース報道及び人権活動家によれば、逮捕されたジャーナリストはすべて拘束後 2～3 時間で釈放された。... サウト・アル・ウンマの 3 人のジャーナリストは、新聞社に戻ると、デモには参加していなかった仲間 4 人と共に警官に拘束された。彼等は、警察署に連行され、殴打、辱め、および脅迫を受けたと言われる。‘何の罪で捕まえたのかと警官に聞くと、返ってきた答えは二人の警官からの殴打だった。’とモハメソ・アリ・ファザリは CPJ に語った。‘仲間の一人はレイプすると脅迫された。’とも言った。拘束されたジャーナリスト達には、治療を必要とする者は誰もいなかった。」 [28e]

- 18.11 同レポートによれば、2009 年 12 月 7 日にもハルツームとオムドゥルマンで同じような抗議デモがあり、その政治デモを報道していたジャーナリストは警官に逮捕され、拘束され、身体的迫害を受けた。[28e] CPJ の中東・アフリカプログラムコーディネーターのモハメド・アブデル・ダエムは次のように語った。「...最近では二度目だが、スーダン当局はジャーナリストのデモを武力的に解散させるだけでなくニュースルームにまで追いかけて、脅して逮捕した。...メディアは、これらの重要な政治的デモを報道する権利がある。」 [28e]

2009 年 12 月 7 日 14 日の事件に関する詳細な情報については、結社と集会の自由と題するサブセクションを参照のこと。外国人ジャーナリストの扱いに関する有用な生の報告については、カナダ国籍のエジプト人ジャーナリストであるヘバ・アリの追放に関する 2009 年 2 月 11 日付けの国境なき報道団のレポートを見られたし。そのレポートは、リンクの[ここ](#)をクリックするとアクセスできる。恣意的逮捕及び拘束に関する更なる情報は、治安部隊のセクションに示されている。

南部スーダン

- 18.12 フリーダムハウスレポート 2009 は、次のように述べている。

「南部スーダン自治政府における報道の自由に対する状況は政権の支配下にある地域に比べれば概ね良好であり、ジャーナリストには政府のポリシーを批判する自由もあるようである。にもかかわらず、当局は、南部に拠点を置く二つの英字新聞、シティズンおよびスーダントリビューンに対するライセンスを停止した。両社は中央政府に対し批判的な新聞社である。トリビューンに対するライセンス停止は最終的には解除された。」 [53b] (p4)

- 18.13 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「南部スーダン政府は、概して報道の自由を尊重しているが、ジャーナリストに対するハラスメントの報告もいくつかある。10 月 10 日、ジュバにて、GOSS 当局は、シティズン紙の編集者ニアル・ボルを、汚職についての記事を書いたことで逮捕した。10 月 12 日、彼は保釈となった。」[3a] (セクション 2a)

ジャーナリスト保護委員会 (CPJ) および 国境なき報道団 (RSF) のウェブサイトの スーダンのページ で、報道の自由の侵害に関する最新情報が得られる。

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

19. 人権関連機関、団体及び活動家

- 19.01 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発表の人権に関するレポート 2008：スーダン (USSD レポート 2008) は、次のように記している。

「スーダン国内では、様々な人権グループが活動しているが、それらは、政府からハラスメントを受けている。特に性的暴力の報告が多い。政府は、概して、国内の人権グループに対して非協力的で無反応である。地元の人権団体のメンバーは、逮捕や拘束のおそれに直面している。地元の人権団体には、ハルツーム人権センター、スーダン開発組織などがある。... 政府は、ダルフール弁護士協会の NGO として登録を認めていない。」 [3a] (セクション 4)

- 19.02 また、USSD レポート 2008 は、次のように言っている。「...すべての NGO は、人道的活動を管理する政府機関である HAC (人道援助委員会) に登録せねばならない。2005 年に、HAC が NGO の地元スタッフを雇用する役割を担うことになったのだが、ダルフールのための新たなスタッフの雇用が大きく遅れ、結果的に NGO 選定の一部が行われないことになった。その年の間中、HAC は、通知なしにルールや規則をしばしば変更した。」 [3a] (セクション 4)

- 19.03 国連特別報告官の2009年6月発行の人権状況に関するレポート (2008年8月から2009年5月までの報告) は、次のように述べている。

「...政府の人権諮問委員会 (ACHR) と UNAMID 人権セクションが共同議長を務めるダルフールに関するフォーラムおよび ACHR と UNMIS 人権セクションが共同議長を務めるスーダンのその他の地域の人権状況に焦点を当てたフォーラムのふたつが設置された。このいずれもが、政府、国連および監視外交団に人権問題に関する対話を持ち、この問題をフォローアップする機会を与えるものとなった。最近になって、二つのフォーラムは、いずれも、4つの NGO をメンバーに加えることを提案した。」 [6p] (para 14)

- 19.04 人権分野についての国連事務総長委託多国籍協定 (MTDSG) のスーダン批准に関する情報については、MTDSG データベースを参照されたし。リンクの[ここ](#) (MTDSG データベースの第 IV 章) をクリックするとアクセスできる。国連協定集のウェブサイトからアクセスできる MTDSG データベースは、

「... 国連事務総長の所に記録されている 500 件 (2009 年 1 月 1 日現在) の主な多国間協定文書の状態についての情報を示し、人権問題を含む広範な主題をカバーしている。... 国連事務総長の所に記録されている協定は確実に増加している。このデータベースは、これらの法的取りきめにつき、メンバー国が宣言、留保、異議に係る調印、承認、同意、申し立てを行うに応じてその現状を明らかにするものである。」 [6aa1]

2009 年 3 月の非政府組織 (NGO) 追放

- 19.05 国連専門家委員会レポートは、次のように述べている。

「2009年3月4日、スーダン政府は、13の国際的非政府組織 (NGO) を、政府との申し合わせに違反があったとして、国外追放とした。スーダン政府役人によ

れば、これら国際的非政府組織の一部には、スパイ行為を行っていた者もあり、あるいは単に承認された業務を行う資格がない者もいた。」[6q] (para 261)

- 19.06 同レポートによれば、追放された団体は、「...特に性的暴力や性差別の分野で、‘擁護使命’を持った国際的非政府組織」であり、政府に対立する存在であった。結果として、「... 国際人権法及びダルフル人の人権擁護に対する独立機関による監視が減ってしまった。」[6q] (パラ 261) 国連特別報告官の2009年6月発行のレポートは、次のように述べている。「... 最近3つの国内NGOのライセンスが取り消され、国内の人権団体による人権状況の監視及び報告のキャパシティが小さくなってしまった。」[6p] (パラ 61)

- 19.07 国連特別報告官の2009年6月発行のレポートは、先のNGO追放に対するコメントを次のように述べている。

「人民の保護と言う点でも影響はある。最近ライセンスを取り消された国内NGOは、ダルフルでの人権保護や人道的活動において重要な役割をはたしていた。アメルセンターは、特に拷問とレイプの犠牲者に重点を置き、人権侵害の犠牲者に法的援助と精神的支援を提供する北ダルフル及び南ダルフルでは主要な国内NGOであった。この団体は、750以上のケースを扱っていた。同じく、SUDO（スーダン社会発展機構）も、人道的支援及び開発援助を行う国内の大きな団体の一つである。この団体は、エル・ファシェール、ジェネイナ、エル・ダエイン、ニャラ等スーダン各地に10の支部ををもち、それらを通じて援助活動を行っていた。....」[6p] (パラ 61-62)

- 19.08 ライセンスを停止された3つ目のNGOは、人権及び環境開発ハルツームセンター(KCHRED)である。（国連特別報告官の2009年6月発行のレポート）[6p] (p4, 脚注 ii)

- 19.09 ヒューマン・ライツ・ウォッチの「進むべき道：スーダンにおける人権侵害と弾圧の終結に向けて」と題するレポート（2009年10月）は、次のように述べている。国連および残ったNGOによる緊急措置には「... 追放されたNGOが行っていた市民保護と性的暴力防止のプログラムは含まれていない。」[19k] (p17)

ダルフルの女性に対する性的暴力のセクションも参照されたい。

- 19.10 同レポートは、更に次のように述べている。

「2009年3月のNGO追放がダルフルにおける被援助者たちに与えた影響は計り知れない。この追放によりダルフルに関する情報環境に真空状態が出来たことが大きな問題である。追放された団体は、ダルフルで最も広くしつかりした活動をしていた団体であり...彼等がいないことで、ダルフルの状況に関する情報収集と情報伝播に衰えが見えている。政府によりNGOが閉鎖されたこと及び人権活動家とジャーナリストの弾圧が行われていることに合わせて、政府は、情報管理を強めてきている。情報管理の対象は、人道的なニーズに関するもののみならず、ダルフルの状況、人権侵害、および人民保護問題などに関する情報にも及ぶ。この情報抑制は、関係国政府や国連が人道的ニーズや人権侵害を監視し、それに対処する活動を行うに当たって大きな妨げとなるものである。」[19k] (p18)

NGOの追放がダルフルに対する援助や支援の提供にいかに関与を及ぼしているかに関する更なる情報については、人道的状況のセクションを見られたし。また、スーダンにおける検閲制度に関する更に一般的な詳細情報については、言論と報道の自由のセクションを参照されたい。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

人権活動家に対する扱い

19.11 2009年10月29日付けの国連専門委員会レポートは、次のように記している。「2009年3月の国際的非政府組織を追放してから、政府の威嚇行為はかなりの勢いでエスカレートしていった。最近では、国際機関の代表達は、‘ペルソナ・ノン・グラタ（好ましからざる人物の意）’と烙印を押されないように注意を払っている。」[6q]（パラ 300）同レポートは、さらに具体的に、次のように述べている。「国際刑事裁判所(ICC)に協力したり 2009年3月の非政府組織追放に反対したりした…」疑いのある者が逮捕されたという報告が委員会にたくさん来ている。[6q]（パラ 270）

19.12 同レポートは更に具体的に次のように述べている。

「現在の任務が終る頃になって、専門家委員会は、交流のあった人権擁護者の一人がNISSなどの治安部隊に拘束されて尋問を受けている事を知り、その推移を見守っている。委員会の知るところでは、その人は激しい殴打を受け、Eメールや手紙を提出するよう強要されている。委員会は、レポート作成時点で、その人の現況と法的立場を確認できていない。委員会が対談した人の話から確認できたのは、彼は、バハリのNISS（国家諜報公安局）の政治部に回されている、ということである。」[6q]（パラ 302）

19.13 同様に、国連特別報告官の2009年6月発行のレポートは、次のように述べている。

「2008年5月12日、JEM 襲撃事件から2日後、NISS は、北部スーダンで恣意的逮捕と拷問の犠牲者の弁護人を努めていた著名な人権弁護士バルード・サンダルを逮捕した。彼は、拘束された初日には尋問もなく、ただ激しい殴打を受けたと訴えている。10か月が経過し、NISSは、サンダルは国の安全を脅かしたとして、刑法とテロ防止法に基づく警察の控告を提出した。刑事捜査が始まり、彼はNISSから警察に移された。2009年4月5日、検事は、証拠不十分として控告を退け、直ちに彼を釈放するよう命令を発した。この命令に対し、NISSは彼を再逮捕し、2009年4月23日まで、起訴もせずに拘束を続けた。かれは、結局、裁判もなしに11カ月拘禁されたことになる。

「2008年7月にICC検察の請求（バシル大統領に対する逮捕状の請求）があって以来、人権擁護者の弾圧およびスーダンにおける内外の人権団体の活動にいろんな面で影響する環境に象徴されるいくつかのケースが記録された。2008年11月には、3人の著名な人権擁護者が、ICCへの協力の疑いで逮捕され、4～5日拘禁された。そのうち二人は、虐待、拷問を受けたと言われている。1人は、二重国籍を持っており、ウガンダのスーダン大使館発行のビザでジュバからスーダンに入国した。2009年3月4日のICCの発表（バシル大統領への

逮捕令状発行の発表) をきっかけにして、人権活動家への威嚇行為が増加した。」[6p] (パラ 34-35)

19.14 同レポートは、ダルフルの事件にコメントして、次のように述べている。

「2008年7月にICC検察の請求があったことで、ダルフルの人権擁護者たちは、官憲の標的にされるようになった。2009年3月4日のICC発表前後から、UNAMIDは、ICC支持の疑いあるいは国際社会への情報提供を理由とした逮捕・拘束のケースを16件記録した。また、UNAMID は、4件の残虐・非人道的または屈辱的な扱いのケース、および人権擁護者、UNAMIDスタッフ、内外のNGOスタッフ及び一般市民に対するNISSによる脅迫とハラスメントのケースを7件記録した。人権侵害の犠牲者を弁護する民間の弁護士も政府の監視下に置かれることになった。アメルセンターのダルフル支部の所長は2009年4月11日に逮捕され、NISSにより隔離拘置所に拘禁され、2009年4月17日に起訴されることなく釈放された。かれは、まだ官憲の監視下にある。

「南部ダルフルから追放された国際NGOのスタッフ4人は、NISSに拘束されたが、その1人は拘束中に激しい殴打を受けたと言われる。UNAMIDスタッフ4人もNISSに逮捕され、起訴状を受けることも裁判所に送られることもなくただ拘束された。4人のうち2人は、南部ダルフルで2009年2月29日と3月6日にそれぞれ逮捕されたのだが、いずれも2週間拘置され、UNAMIDスタッフとしての公務に関する尋問を受けた。他の2人は、2009年4月11日に逮捕され、4月14日と15日に夫々釈放された。彼等は、棒や水道パイプでひどく殴られ、睡眠を遮断され、死の恐怖に遇われ、苦痛を伴う姿勢で何時間も耐えさせられた。彼等もまた、ICCに協力したと責められた。」 p] (パラ 50- 51)

19.15 ヒューマン・ライツ・ウォッチの「進むべき道：スーダンにおける人権侵害と弾圧の終結に向けて」と題するレポート（2009年10月）は、次のように述べている。「2008年5月の政府による弾圧において、公安官は、人民会議党のメンバーで2008年5月のJEM襲撃事件後にダルフルにやって来たザガワ族の著名な弁護士を逮捕した。当局は、彼を起訴なしに11カ月拘束したが、うち6ヶ月間は独房に入れられていたと言われる。」[19k] (p8)

19.16 同レポートには、次のような記述もある。

「2009年3月4日のオマル・アル・バシル大統領起訴以降、NISS係官は、ダルフルの人権活動家およびハルツームや各地にいるダルフル人にハラスメントを与えたり、逮捕したりした。これは、13の国際団体がダルフルから追放されたのと同じころに3つのスーダンの人権団体が閉鎖させられたのと時期を同じくするものである。」[19k] (p9)

政治的反抗者の扱いに関する情報については政治的所属のセクションを見られたい。また、恣意的逮捕及び拘束に関する更なる情報については治安部隊のセクションを参照されたい。さらに、ダルフル地方における国際部隊に対する攻撃と拉致に関する情報については、ダルフルの国連／アフリカ連合部隊のセクションを参照のこと。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

20. 汚職

20.01 フリーダムハウスの世界における自由ワールドレポート 2009（2009 年 7 月 16 日付け）は、「スーダンは、世界一汚職の多い国である。」と言っている。さらに、「国中で広まる汚職は、刑事司法システムの失敗により増幅されている。」と言う。また、同レポートは次のようにも述べている。「司法に独立性はない。下位の裁判所には自己防衛の適正プロセスがある程度あるが、上位の裁判所は政治にコントロールされている。警察および治安部隊は、刑事責任を負うことなしに恣意的逮捕や拷問を行っている。」[53b]

20.02 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発表の人権に関するレポート 2008：スーダンは、次のように述べている。

「役人の汚職を罰する法律はなく、世界銀行の 2008 年世界各国のガバナンス指標は汚職が深刻な問題であることを示唆している。政府の役人は、しばしば汚職にかかわっている。政府役人には資産公開法が適用されない。

「政府の情報を一般に開示するための法律はなく、政府はそのような開示を行っていない。There were no laws providing for public access to government information, and the government did not provide such access.

「南部スーダンの GOSS（南部スーダン政府）の役人は、しばしば汚職にかかわっているが、罰を受けることはない。GOSS のすべての部門で、汚職が問題となっている。

「GOSS は、市民および外国メディアを含む非市民に対し政府情報へのアクセスを与えている。」[3a]（セクション 3）

20.03 透明性インターナショナルの 2009 年 11 月 17 日発表の 2009 年汚職認識インデックス(CPI)では、スーダンは 180 カ国中 176 位で、CPI スコアは 1.5 であった。（CPI スコアとは、公務員と政治家にみられる汚職の程度に対するビジネスマンとカントリーアナリストの認識を表すものである。スコアは、10（最も清潔）から 0（最も汚れている）の幅を持つ）」[139a]

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

21. 信教の自由

概観

- 21.01 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発表の人権に関するレポート 2008 : スーダン (USSD レポート 2008) は、次のように記している。

「暫定国民憲法では、国中に信仰の自由が与えられている。しかしながら、依然として政府は、非イスラム教徒、非アラブ系イスラム教徒及び政権政党に加担しない種族や分派のイスラム教徒に対し規制を加えている。もともとイスラム主義の目標を掲げて権力を握った政党である NCP は、イスラム教が国の法律、制度、ポリシーなどの源泉であると宣言し、イスラム教を国教とみなした。[3a] (セクション 2c)

- 21.02 同レポートはまた、次のように述べている。「教会を含む宗教団体には、非宗教組織に対するものと同じ規制が適用される。法律は、宗教グループは認知されるため又は法的に設立するためには登録する必要があるとしているが、実際には登録はもはや必要ないと言われており、カソリック教会を含む教会は、登録しないようになって来た。」[3a] (セクション 2c)

- 21.03 更に、USSD レポート 2008 は、次のように記している。「法は非イスラム教徒がイスラム教に改宗することを許しているが、イスラム教徒の他宗教への改宗は死刑に値する罪とされている。当局は、しばしば、改宗者に対し監視を強め、排斥や脅迫を与えている。しかしながら、これまで改宗者に死罪が与えられたことはない。」[3a] (セクション 2c)

- 21.04 2009 年 10 月 26 日発表の国際的信教の自由に関する USSD レポート 2009 : スーダン (2009 年 10 月 26 日 USSD IRF レポート) は、2008 年 7 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までの期間をカバーするもので、次のように述べている。暫定国民憲法(INC)は信教の自由を保証しているが、「... INC は、北部の法制はシャリヤに基づくものとしており、... 北部では正式な法律と国家統一政府(GNU)のポリシーは、イスラム教を支持している。南部スーダンの憲法は、南部における信教の自由を与えており、南部スーダン政府(GoSS)の下での法律と政策は、信教の自由を一般的なものとするに寄与している。」[3h]

- 21.05 USSD IRF レポートは、信教の自由に対する制約につき、次のように述べている。「GNU は信教の自由を厳しく制約することにはあまり積極的ではないが、北部の宗教的多様性を一般的に尊重していない。GoSS は、南部 10 州における信教の自由を尊重している。レポート対象期間において、GNU および GoSS の信教の自由の尊重に対する姿勢に変化は見られなかった。」[3h]

- 21.06 USSD レポート 2008 は、次のように記している。国家諜報公安局(NISS)の職員は、集会のメンバーを装い、モスクや教会における宗教的活動を日常的に監視している。[3h] (セクション II - 信教の自由に対する制限) また、USSD IRF レポートは、次のように述べている。キリスト教のリーダーも一部のイスラム教イマムも、説教においては政治的なトピックを避けている。しかしながら、同レポートによれば、GoSS は「南部のモスクやチャーチでの宗教活動を監視」してはいないようだと述べている。」[3h]

21.07 USSD IRF レポートは、次のようなことを明らかにしている。「政府を後ろ盾とするアラブ系イスラム教民兵組織（ジャンジャウィード）と非アラブ系イスラム教徒との間でダルフルにて行われている戦争は、宗教的対立に根差すものではなく、むしろ政治的・経済的・民族的問題を中心とする争いである。」 [3h]

21.08 同レポートは更に次のように言っている。「レポート対象期間において、政府は、信教の自由に対する厳しい侵害を行ったことはなく、...「本レポート期間以前とは違い、北部ではキリスト教の教会が、政府の干渉なしに、定期的な宗教活動を行い、大きなお祭りを催していた。」 [3h]

民族グループのセクションにも、スーダンにおけるイスラム信仰の民族グループとアフリカ土着の伝統宗教あるいはキリスト教を信仰するグループとの間の分裂についての説明がある。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

法的権利

21.09 暫定国民憲法 (INC) の第 5 条は次のように言っている。

「国家は、次のごとき宗教的権利を尊重するものとする。

- (a) 宗教あるいは信仰に関連する礼拝又は集会、及びこれらの目的のための場所を作り維持すること
- (b) 適正な慈善団体又は人道的機関を設立し維持すること
- (c) 宗教若しくは信仰に係る儀式あるいは慣行に関連し動産又は不動産を取得・所有し、物品を取得使用する事
- (d) 宗教的出版物を書き、出版し、流布させること
- (e) 宗教若しくは信仰につき適切な場所で教えること
- (f) 個人及び官民の団体から自発的な金銭的あるいはその他の寄付を嘆願し、受領すること
- (g) 宗教若しくは信仰の要件および基準により求められる適当なリーダーを訓練し、任命または世襲により指名すること
- (h) 宗教的信仰の教えに従って、休息日を守り、祝日と祭式を祝うこと
- (i) 国内レベル及び国際レベルで宗教若しくは信仰に関連する問題につき個人及びコミュニティと意見交換すること」 [94a] (p4-5)

21.10 INC の第 38 条は、次のように言っている。

「誰もが、法と公共秩序の求めるところに従う限りにおいて、宗教上の信条及び信仰の自由に対する権利を持ち、礼拝、教育、儀式・祭式の実施・実行の形で自らの宗教あるいは信条を宣言する権利を有するものとする。そして、何人も、自らが信ずることのない教義を受け入れることを強要されることなく、自らは自発的に賛同することのない祭式や儀式を行うことを強要されることもない。」 [94a] (p15)

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

信教の自由に対する侵害

21.11 USSD IRF レポート 2009 は、次のように述べている。

「2009 年 3 月 27 日、ヌバ山地のチャット村の地元の役人は、福音主義者長老派教会およびスーダンのキリスト教教会が使用している建物を破壊する暴徒を誘導したと言われる。この襲撃は、アル・バシール大統領起訴を決めた国際刑事裁判所の決定に応えるものと言われる。

「2009 年 2 月 1 日、GNU の人道問題委員会(HAC) は、米国の NGO である‘サーストノーモア’を、合法的人道援助機関ではないとしてダルフルから追放することとした。この NGO はダルフルにおけるイスラム教徒に対しキリスト教への改宗を働きかけ、法の禁ずる行いをした、と当局は非難している。この非難を裏付けるものとして、HAC 当局は、エルファシェールにあるサーストノーモアの事務所に 3,400 冊のアラビア語訳の聖書が保管されていたと主張している。

「南コルドファン州におけるイスラム教徒とキリスト教徒の間の緊張関係が高まり始めたのは 2009 年 2 月であった。国連によれば、当時、NCP 系列の人民防衛部隊(PDF) の地元のメンバー二人が地元の長老派教会のリーダーを殺すと脅迫する事件があった。2009 年 3 月 1 日には、PDF メンバーが、教会の礼拝を邪魔し、教会の屋根の上の十字架を壊し、更に破壊すると脅迫した。3 月 7 日には、シャットマザリックの聖公会教会が、放火の標的となり、3 月 21 日には、シャットダムムでもカソリック教会の放火事件があった。3 月 29 日には、PDF と SPLA の戦いの後、南コルドファン州上院は特別議会を開き、同地方における多くの宗教的・民族的対立の問題を議論した。」 [3h]

21.12 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。

「他の宗教からイスラム教への改宗には罰はないが、イスラム教から他の宗教への改宗は懲役刑に値するものとされ、北部では死刑にさえ処される罪とされる。しかしながら、今の政権においては、背教の罪で死刑判決が出たことは一回もない。」 [3h] (セクション II - 信教の自由に対する制限) さらに、北部全域では、政府は、モスク建設の資金を提供しイスラム教を支援している。また、政府は、北部においては殆どのモスクにおけるイマムを任命・解雇する権利を持ち、イスラム教の定着した聖職者制度に影響を及ぼしている。」 [3h] (セクション II - 信教の自由に対する制限)

21.13 2009 年 7 月 15 日のヒューマン・ライツ・トデイは、スーダン警官によるキリスト教徒の少女へのむち打ち刑について、次のように述べている。

「国際的キリスト教問題(ICC)が聞いたところでは、スーダンの役人がズボンをはいた何人かのキリスト教徒の女性に鞭打ちの刑を与えた。スーダンの治安維持警察は、先週、ハルツームのダンスホールで少女達を逮捕した」

「スーダントリビューンによれば、何人かのキリスト教徒を含む 10 人の少女は、10 回のむち打ちを受け、250 スーダンポンド（179 ドル）の罰金を科した。キリスト教徒の少女 3 人は 18 歳以下であった。警察は、彼女たちが、スーダンの刑法に違反する‘下品な衣装’をまとっていたと糾弾した。スーダンの刑法は、宗教的少数派及び女性を差別するイスラム法に基づいている。」
[131a]

女性のセクションも参照のこと。

改宗

21.14 USSD IRF レポート 2009 は、次のように述べている。

「改宗を強いられたという話はない。米国の少数民族が拉致されたり非合法に国外追放になったり、米国に帰ることが許されなくなったりすることもない。しかしながら、北部では、非イスラム教徒にはイスラム教への改宗に対する社会的プレッシャーがかなりある。

「本レポートの報告期間においては、強制的な改宗を立証する証拠は一つもなかったが、北部では非イスラム教徒に対するイスラム教への改宗の社会的プレッシャーがかなりあった。米国の少数民族が拉致されたり非合法に国外追放になったり、その様な市民が米国に帰ることを拒否されたりしたと言う報告はない。」 [3h] (セクション II - 信教の自由に対する制限)

南部スーダン

21.15 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「南部では、イスラム教徒、キリスト教徒および土着の伝統的宗教を信仰する事は自由である。GOSS は、公式には、非宗教的な政府を望んでいる。GOSS ではキリスト教が支配的である。地方政府当局は、地元のキリスト教リーダーと緊密な関係をもつのが普通である。」 [3a] (セクション 2c)

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

22. 民族グループ

民族別人口

22.01 スーダンの民族構成について、マイノリティーライツグループインターナショナルは、2009 年 5 月付けのスーダン概観にて、次のように述べている。「スーダンの民族別人口の正確なデータはない。先の国勢調査は精度の低いものであったということは広く知られている。... しかしながら、スーダンは、極めて多様な民族の国であることは明らかであり、ある推計によれば、56 以上の民族がおり、さらに亜民族の数で言うと 600 近い。」[112a] 同じく、世界少数民族百科事典によれば、スーダンには 400 の土着言語があると言う。[149] (pp. 1152)

22.02 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットのカントリープロフィール：スーダンには、次のように記されている。

「スーダンは、民族的・宗教的・言語的多様性を持つ国である。1956年の国勢調査「詳細民族情報の最終結果」では、19の民族、597の亜民族となっている。アラブ系の人口が最も多いが、必ずしもマジョリティーとは言えず、北部でさえ40%程度を占めるにすぎず、他にディンカ族（12%）、ベジャ族（7%）ファラタ族（6%）がいる。国勢調査の時点では、南部スーダンには国の人口のおよそ25%が住んでいることになっていたが、その後かなりの数が他の地域へ移動したと思われる。」[114c]

22.03 ブリタニカ大百科事典によれば、「スーダンの特徴を最も顕著に表わしているのが、その民族の多様性である。スーダンには、19の民族がおり、それは597の亜民族に分かれる。100の言語・方言が話されている。」[62a] (民族) 同辞典には、イスラム教徒と非イスラム教徒の区別について、次のように記されている

「...スーダンでは北部地方と南部地方の間に大きな違いがある。北部では、イスラム教徒が多数派で、ほとんどの人がアラビア語を話し、自らを‘アラブ’と認識している。一方、南部の人々は、一部のキリスト教徒を除きほとんどが伝統的なアフリカ土着の宗教を信仰する’アフリカ人‘（すなわち黒人）である。アラブと自認する人々は、1956 年時点で、人口の 39%を占めていた。最大の非アラブ民族はディンカ族で、人口の 12%を占めていた。これに次ぐのはベジャ族であり、人口の 7%を占めていた。（民族性に関する記録は 1956 年のセンサスのものしかないので、これらのデータはあくまで推定値である。）さらに言えば、民族的アイデンティティーは必ずしも個々の人種的特徴とは一致しない可能性もある。自らをアラブとみなしているスーダン人は、殆どの地域では、人種的には混合民族であり、多くの人が皮膚の黒い南部人とは身体的に区別できる。言語や宗教は共通でも、’アラブ‘はまとまったグループをなしているわけではなく、その生活様式により多様に分化している。都会の住民、村落の農民、遊牧民などがいる。アラブは、歴史的にみると、祖先を同じくすると思われる末裔たちが集まった部族にわかれる。この部族システムは都市部や定着村落では大きく崩れてきたが、牛、羊、ラクダなどの放牧を行う平原の遊牧民の間には根強く残っており...アラブとは別にいくつかのイスラム教徒グループ（北部では非アラブグループ）がいる。最も有名なのが、スーダン最北部を流れるナイル川沿いおよびエジプト南部に住むヌビア族である。ヌビア族のほとんどが第二言語としてア

ラビア語を話す。紅海沿いの丘陵地帯に住むベジャ族も同様である。彼らはイスラム教を信仰しているが、これらの遊牧民たちは、アフロ・アジア語族の中のクシ諸語系のベダウィ語という独自の言語を持っている。もうひとつの非アラブ系イスラム教徒民族が、フル族である。彼等は、スーダン最西部のマラ山地周辺に定着した農耕民族である。フル族の住む地域の北のチャドとの国境地帯にはザガワ族がいる。

「...スーダンの非イスラム教徒の大多数は、バハル・アル・ガザール州、アリ・アン・ニル（上ナイル州）、アル・イスティワ・イヤ（エクアトリア州）の3地方に住んでいる。南部でもっとも重要な言語グループは、ナイル・サハラ語族の東スーダン語派の様々な言葉を話すニロート系種族（Nilotes）の言語である。ニロート系の種族の主なものは、ディンカ族、ヌエル族およびシルック族であるが、ニロート系民族を合わせるとスーダンの人口の20%となる。ディンカ族はほとんどがナイル川の東側の平原で放牧を行っている遊牧民だが、シルック族は、ナイル西岸に定着する農民が多い。そのさらに南のマウンテンナイル（バハル・アル＝ジャーナリストバル：山の川）東岸にはヌエル族が住んでいる。同じくニロート系のバリ族は、それから更に南、マウンテンナイル上流域のウガンダ国境に近いところに住む。スーダンの南西部にはニジェール・コンゴ語族のアダマワ・ウバンギ語群に属する様々な言語を話す多くの少数民族が住んでいる。その中には、スーダンとコンゴ（キンシャサ）の間に点在するザンデ族がいる。スーダンで最も重要なイスラム教徒グループの一つが、ニロート系の人々が住む地域の北にあるヌバ山地に住むヌバ族である。ヌバ族は、ナイルバレーの中で近隣の人々とは離れてスーダン傾向のある丘陵農耕民族である。彼等は、東スーダン語派の様々な言葉を話す。中でも多いのがミドビ語とビルケド語だが、この二つは合わせてヒル・ヌビア語として知られている。

「何年にもわたって、スーダンはものすごく沢山の種族の移民を受け入れてきた。最近の移民で最も多いのが西アフリカ人の民族グループである。まとめてフェラッタ族と呼ばれる西アフリカ人（ハウサ人、フラニ人、ボルノ人）である。フェラッタ族の多くは、スーダンの綿花畑で季節労働者として雇われている。1955～56年のセンサスによれば、西アフリカ人は国の人口の5%程度であったが、1970年代半ばには約10%になったものとみられている。」[62a] (民族)

信教の自由のセクションも参照されたい。

Ethnologue というウェブサイトには、スーダンの言語マップが載っている。また、スーダンの言語のセクションも参照されたい。

- 22.04 ブリタニカ大百科事典には、スーダンの民族構成を大まかに示した地図（日付けなし）[62a] (民族)が載せられている。



[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

ダルフール

- 22.05 以下のサブセクションには、ダルフールの民族構成および民族人口分布がいかにこの地域での紛争の方向付けに影響してきたかについて詳しく説明されている。裏付けとなる資料については、[歴史：ダルフール（2003年～2009年）](#)のセクションを参照のこと。

ダルフールにおける州構成、気候、地形、民族性、言語などに関する基本情報については、[地理](#)のセクションも参照を。

民族人口

- 22.06 2000年のダルフールにおける小兵器調査および児童兵士に関する調査は、次のように述べている。

ダルフールには、階層と社会構造が確認されている種族が65もある。しかしながら、ダルフール人の民族的背景から見ると、主にアラブ系種族と非アラブ系種族の二つに分けられる。前者には、タイシャ族、サラマツ族、ベ

ニ・ハルバ族、カッバビシ族、ベニ・フセイン族、タルジャム族、ハワズマ族、メッセリア族、ジアディア族、カワラ族、レジガット族などが含まれる。他方、後者には、フル族、ザガワ族、マサリエット族、ディンカ族、メイドブ族、ベルティ族、ビルギット族、ゴラ族、クブカ族、ギミール族、マラリット族、ミマ族、ファラタ族などが含まれる。人口の 20%が、実は、民族的にチャド人や中央アフリカ人に関連がある。…」 [162b] (p6)

- 22.07 2006 年 1 月のデビッド・ホイル博士の「ダルフールの全体像」は、次のように述べている。

「ダルフールにおける最も大きな民族グループは、主に定着自作農民や伝統的農耕民から成るフル族である。その他の非アラブの’ アフリカ人’ グループには、ザガワ族遊牧民、メイドブ族、マサレイト族、ダジョ族、ベルティ族、カネイン族、ミマ族、バルゴ族、バルノ族、ギミール族、タマ族、マラリット族、フェラタ族、ジェベル族、サンバット族、トゥンジュール族等がいる。主に牧畜を営むアラブ系の種族には、ハバニア族、ベニ・フセイン族、ゼイヤディヤ族、ベニ・ヘルバ族、アティーファット族、フムール族、クザム族、カワビール族、ベニ・ジャッラール族、マハミード族、ジャワマ族、レゼイガット族、マアリヤ族などがある。スーダンの社会学者は、ダルフール人を次の 4 つのグループに分けることも出来ると言っている。バガラ（牛の放牧を営む遊牧民）、アバラ（らくだの遊牧民）、ズルガ（アラビア語の青から来た非イスラム教徒農民のダルフール名）、および都市部の住民の 4 グループである。」 [146a] (p5)

- 22.08 2005 年 1 月 23 日のスーダントリビューンに掲載された「ダルフールの内幕：ガバナンス危機による民族ジェノサイド」と題する論文（2004 年 12 月にマハグーブ・エル・ティガニにより書かれたもの）には、次のように書かれている。ダルフール地方には、「... 何世紀もの間、アラブ系民族グループと非アラブ系民族グループが住んでいる。非アラブグループで最も古いフル族は全人口の約 36%を占めており...」 [12bt] また、同レポートは、バーバラ・ハルム・ノール・アダムの書いた「ダルフールにおける民族構成、経済状況、武力抗争」と題する記事（1999 年 7 月、スーダン人権季報 8 号、p9-10）について触れている。その記事には、次のように述べられている。ダルフールにおけるその他の非アラブ系種族には、トンジョール族、ダジョ族、ザガワ族、マッサリット族、ベルティ族、サムバット族、ギミール族、バルゴ族、バ・ルノ族、タムー族、フェラタ族、ジェベル族、カネイン族などが含まれる。[12bt] (脚注 4)

- 22.09 「ダルフール抄録：ダルフール地域の発展に係る地理的・歴史的・経済的背景」と題し、ハンティングテクニカルサービスおよび P-E インターナショナルにより 1985 年に（2005 年に再版）出版された論文(HTSPE Report 2005)によれば、ダルフールにおける主なアラブ系種族は 10 種族あり、その内 9 種族はバガラ（牛の放牧を営む遊牧民）のグループに属し、残るマアリヤ族はコルドファン族の種族にかなり近い種族である。[150] (p17)

- 22.10 「西ダルフールの南側と近接のチャドとの国境地帯における帰還配向プロファイルリング」と題する UNHCR/Inter-SOS 出版物（2005 年 7 月）には、‘西ダルフール南部のアフリカ人’ 種族と ‘アラブ系’ 種族のリストが載っている。リンクの [ここ](#) をクリックするとアクセスできる。[6aam]

- 22.11 大まかに地理的に見ると、マハグーブ・エル・ティガニによる「ダルフルの内幕：ガバナンス危機による民族のジェノサイド」と題する論文（2004 年 12 月）には、次のように書かれている。「ダルフルは、三つの民族的ゾーンに分けられる。北部は、主にらくだ遊牧民（ザガワ族など）のアラブと非アラブのゾーン、中部は、穀物栽培を行うフル族やマッサリット族などの非アラブ定着農民の住むゾーンである。そして、南部は、アラビア語を話す牛放牧を主体とする遊牧民（アラビア語でバッガラ）の住むゾーンである。」[12bt]
- 22.12 HTSPE レポート 2005 には、およその地理的・民族的地域区分を示したダルフルの地図が載っている。図 2.1 ダルフルの民族構成（1955/56）を参照。[150a] (p20) リンクの[ここ](#)をクリックするとアクセスできる。同じレポートの付属書 1 にはダルフルの種族のリストが示されている。同レポートによると、同レポートで使われている情報は、「詳細な情報が得られる唯一の資料である」1995 年センサスに基づいている。[150a] (p20 & p144) 「第五回国勢調査：完全かつ高精度のセンサス」と題する A-H アリ・アーメド（中央統計局(CBS)の元部長）による 2009 年センサスに関するレポート（日付けなし）は、1955/56 年のセンサスが「他に比べてスーダンで最も精度の高いセンサスである。この 1955/56 人口センサスが、以降に行われるセンサスの基準となっている。」と言っている。[6aac] とはいえ、このセンサスは 50 年以上前のものであり、その後スーダンは人口増加、移民、難民流入を経験してきた。
- 22.13 ダルフルに関する国際調査委員会の国際連合事務総長への 2005 年 1 月 25 日付けのレポート（ICI レポート 2005）は、種族間の土地区画について、同じく次のように述べている。

「伝統的な土地区分には地理的に正確な境界線は引かれていないが、概略の区画を当てはめてみることはできる。例えば、西ダルフルの北側および北部ダルフルの西側の一部は圧倒的にザガワ族の地域で、ダル・ザガワ（ザガワの故郷）と呼ばれている。西ダルフルでもエルゲネイナの周辺及びその南には、マサーリット族の本拠地がある。ダルフルという言葉は、フル族の故郷を意味するとも言えるが、現に、フル族の本拠地は、ダルフル地方の真ん中の、ダルフル3州の境界が集まる点を中心に各3州に広がっているジェベル地域やマッラー地域である。レゼフガット族（アラブ系）は、南ダルフルの南側に主に見られる。」[6e] (p20)

- 22.14 同じレポートは、更に次のように述べている。

「一部の種族は、圧倒的に定着農民であり、7月から9月の雨季からあるいはその後に行われる作物生産で主に生計を立てている。定着民の中には、牧畜を営む種族もいる。農耕民族には、フル族、バルニ族、タマ族、ジェベル族、アランガ族、マサーリット族などがある。定着牧畜民の主なグループは、南部レゼガット族（アラブ系）とザガワ族（アフリカ人）である。くわえて、ダルフルには牛・羊やらくだを放牧飼育する多くの遊牧民や半遊牧民が昔からいる。ターイシャ族、ハバネヤ族、ベニ・ヘルバ族、マハミード族などである。」[6e] (p20)

- 22.15 しかしながら、HTSPE のリソースペーパー（2004 年 9 月）では次のような説明となっている。「農民と遊牧民をはっきり分けることはできない。伝統的に遊牧民とされていたバッガラアラブの多くは、定着農民となっている。逆に、非アラブのフル族には牛・羊と共に移動する者もいる。大きな群れを持つ農家は牧童を雇い、実質的に金を投じて彼等を管理している。」 [150b]

ダルフルにおける紛争の歴史的要因

- 22.16 クライシスレポーティングのピューリッツァーセンターを通じてアクセスしたクリスチャンサイエンスモニター（2010年1月30日）は、次のように述べている。「ダルフルにおけるジェノサイドの底には、土地所有制度の崩壊がある。気候変動により生産性の落ちた土地をめぐる激しい争いが根底にあった。」 [166a]

- 22.17 2006年1月のデビッド・ホイル博士の「ダルフルの全体像」は、ダルフルにおける紛争の歴史的背景について、次のように述べている。

「ダルフルは、生態的にもろい地域であり、すでに成長がみられた一しばしば武装された一土地である。80ほどの種族・氏族の間で自然資源をめぐる争いがあり、次第に遊牧民社会と定着社会とに分かれて行った。リチャード・ロバンやレックス・オフアヘイなどのスーダンの学者たちは次のように言っている。’この紛争（2003年）は、砂漠化の進行、土地生産性の低下、牧草地の減少などの遊牧民や農民にとっての絶えざる生態的危機の中で起こってきた。’ファヘイ博士は言う。’干ばつにより砂漠化が加速化し、水資源や牧草の不足を招き...井戸をめぐる争いは昔は槍で解決されたが、銃があふれる時代になると調停が更に難しくなって来る。’砂漠化と干ばつにより、1979年以降多くの種族が他の地域へ移住せざるを得ないことになり、この傾向は1980年代後半まで続いた。ダルフル人作家イスマイル・アバクル・アームドが言うには、’移住グループは数を増し、社会の調和を乱し、種族間の内紛に発展し、結果的には武力抗争につながった。’」 [164a] (p6)

- 22.18 ICI レポート 2005も、次のように述べている。「土地問題は、長く、ダルフルにおける政治の中心にあった。ダルフルにおいては、土地所有権は伝統的にコミュニティにある。伝統的に土地は‘ダル’と呼ばれるホームランドに分割されているが、このダルが元来個々の種族が歴史的権利を有すると言える土地である。...」 [6e] (p20, パラ 53)

- 22.19 コンソリエーションリソースズのウェブサイト、ハルツーム大学のモナ・アユブ博士による「スーダンにおける土地と抗争」と題する論文（2006年）が載っているが、そこには次のように記されている。

「スーダンにおける抗争には多くの原因があるが、個々の抗争の根底には、資源の支配と分配に係る問題がある。最も重要な資源は土地である。農作のために開墾されたものであろうと、家畜放牧のための土地であらうと、石油や水などの地下資源開発のための土地であらうと、土地の所有は富と権力の要となる。

「土地所有権が政治問題化してきたのは、1923年に植民地政府によりスーダンがいくつかの種族のホームランド（ディアル、単数はダル）に分割されてからであった。これらディアルは、現代の地図にはっきり明示されており、種族のアイデンティティと地理とのつながりを示しており、これが今日まで続いている。各ダルは、個々の氏族や種族グループの土地であるいくつかのハワキール（単数はハクラ）に分かれる。ひとつの種族とそのホームランド（そこでのリーダーシップは伝統的に元の地主に握られる）との結びつきは強固なもので、そのダルの主要な種族がそのダル内の自然資源を利用し、独占することが許され、弱小種族には政治的・行政的権力の行使を許すことになる権利や所有権を主張することを許さない。植民地政府は、このシステムを強化することとした。そのため、種族の長（ナジール）の最高位者を政府代理人として任命し、その者に法的・行政的・財政的権限を託し、その者が支配するダルの法と秩序および領土的・人口的統一を守ることを期待し、ダル内に適宜ハワキールを設ける権限も与えた。このやり方は、土地をめぐる紛争を取り扱うためには明確で、がっちりした階層メカニズムを作ることには役だったが、力づくでハワキール設定の要求を試みるグループを食い止めることには必ずしも効果があるものではなかった。」 [167a]

種族グループ間での土地をめぐる最近の紛争の詳細については、治安のセクションのダルフルにおける土地・資源をめぐる争いも参照されたし。

ダルフルにおける抗争に関する歴史的な話については、歴史：ダルフル（2003～2009年）のセクションを見られたし。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

‘アラブ系’種族と‘アフリカ系’種族の識別

- 22.20 2006年1月のデビッド・ホイル博士の「ダルフルの全体像」には、次のような説明がある。

「（ダルフルの民族を）文化的要素に重点を置いて分類すると、次の4つのグループに分かれる。アラブグループ、完全にアラブ化したグループ、半アラブ化したグループ、そして全くアラブ化していないグループの4つとなる。

‘アラブ’は、アラビア語を母語とするレゼイガット族、ゼイヤディヤ族、ベニ・フセイン族、ジャワマ遊牧民などで、土着のダルフル人との混血の結果スーダン外の他のアラブ系の人々より色が黒く見える。‘完全アラブ化’グループは、自分たちの母語を失いアラビア語を話すベルティ族などのダルフル人により形成されている。三番目の‘半アラブ化’グループは、フル族、ザガワ族、メイドブ族などから成り、固有の母語を持つがアラビア語も流暢に話せる。最後の‘非アラブ化’グループは、アラビア語はほんの少ししか話せない種族から成り、例えばマッサレイト族、ザガワ族のいくつかの分派、ベルティ族の一部、ミワ族、タマ族、カネイン族などが含まれる。」 [164a] (p5)

- 22.21 マハグーブ・エル・ティガニによる「ダルフルの内幕：ガバナンス危機による民族ジェノサイド」と題する論文（2004年12月）は、アラブ系種族と非アラブ系種族の識別について、次のように説明している。

「‘全部がイスラム教徒である’とR. S. オファヘイは書いている。‘だが、ダルフルのどこにも民族的単一性のあるところはない。たとえば、フル族の農民が、ある程度の数の家畜を持つことに成功したとすると、彼はバッガラと’なる‘。そして、何世代かの後には彼の子孫は、’真の‘アラブ家系ということになる。ダルフル人は、他のスーダン人と同じく、肌の色や身体的特徴よりは民族文化的あるいは種族的特徴で自らのアイデンティティを立証するのが常である。それら特徴がアラブ系対アフリカ系と言う二極分化したのはごく最近のことであり、根深い政治的・イデオロギー的紛争の結果である。そこでは、国家の抑制と限界的な地域の経済的後進性が大きく影響している。」 [12bt]

最近の紛争から生まれた民族的分裂

- 22.22 ICI レポート 2005は、次のように述べている。民族的分裂は「紛争が起こると際立つ」傾向がある。[6e] (p20) 結論的にいえば、「人々の種族のメンバーとしての自己認識および種族構造と繋がりがある社会的ネットワークのメンバーとしての自己認識がダルフルの人口動態の中心的な特徴となる。」 [6e] (p21)

22.23

2003年～2005年の間のダルフルにおける紛争について、ICI レポートは、次のように述べている。

「近年、民族の違いに対する認識が高まりを見せ、民族間の区別意識というレベルにまで広がってきた。それは、以前は個人あるいは種族のアイデンティティを立証する基本的な条件としては重要とはいえなかったものである。種族間の分裂と反政府反乱グループの両極化がアイデンティティの問題にまで係るようになってきた。ダルフルにおいて、反乱勢力を支持する種族は‘アフリカ系’とみなされ、政府を支持する種族は‘アラブ系’と認識される傾向が強くなってきた。これをよく表すよい例が、ギメル族のケースである。彼等はアフリカ系種族なのに政府を支持しているため、反政府のアフリカ系種族からはいかにも‘アラブ化’しているかのように見られている。当然ながら、すべての‘アフリカ系’種族が反乱勢力を支持しているわけではなく、すべての‘アラブ系’種族が政府を支持しているわけでもない。‘アラブ系’種族にも中立の立場をとる者もいれば、むしろ反乱勢力を支持している者さえいる。」 [6e] (p130)

- 22.24 2009年10月29日付けの国連専門家委員会レポートは、ごく最近の残虐行為について、次のように述べている。

「ダルフルにおける戦争当事者達は、一般に、‘アラブ系種族’、‘アラブ系民兵部隊’、‘ジャンジャウィード’あるいは‘アフリカ人’、‘黒人’、あるいは‘トラ・ボラ’などと呼ばれている。これらの呼称は、すべて曖昧な表現であり、しばしば侮辱的に使われる。‘アフリカ人’と言う言

葉は、アフリカ大陸を起源とする人々を表すものであるから、ダルフル人の一部を‘アラブ系種族’と言ってしまうと、ダルフル人は‘アフリカ人’でもあると言う事実を否定することになってしまう。ダルフルにおいて、‘アラブ系’と言うのは最も主観的な定義による見方である。ダルフル人には自ら‘アラブ系’を受け入れる人たちもいれば、自らの妥当なアイデンティティとしては‘アフリカ系’の方がよいと思う人達もいる。

「政治的なめぐり合わせによっては、あるグループや種族が、自らを‘アラブ系’ないし‘アフリカ系’と断言することにより、明確な結果と特定の便益を導くことになることもある。土地を持たないダルフル人の遊牧民や干ばつと砂漠化の進行のため昔からの放牧地を失った牧畜を営む人々（‘アラブ’）は、ダルフル人の農民（‘アフリカ人’）が昔から使っていた土地に牧草地を求めることになる。

「土地を持たないダルフル人のアラブの中には、土地へのアクセスを獲得し自らの社会的・政治的立場を固めるためにスーダン政府の組織する反乱グループ鎮圧部隊に参加する種族もいる。そうすると、その様な種族は、ハホウラ（アラビア語の方言で‘伝統的土地共同所有システム’を意味する）の便益享受者であるアフリカ人からもアラブ系種族からも反逆者、アウトサイダーあるいはジャンジャウィード（アラビア語は‘バンディット’）とみなされる。...委員会の独自の用語法では、区別するとしたら、‘反乱軍鎮圧部隊’もしくは‘スーダン政府の補助部隊’に参加したダルフル人と反政府の‘反乱運動グループ’もしくは‘武装集団’の一部となっているダルフル人の違いだけである。」[6q] (p14, ボックス 1)

- 22.25 2003 年から 2005 年の間にダルフルで業務上人権侵害を犯した者に関し[6e] (p2)、ICI レポート 2005 は、次のように注意喚起している。

「襲撃や殺害の対象とされてきた様々な種族（主にフル族、マッサリト族およびザガワ族）が、攻撃の加害者あるいは民兵の所属する民族グループとは別の民族グループに属しているようには見えない。両者とも、同じ言語（アラビア語）を話し、同じ宗教（イスラム教）を持っている。加えて、種族間の結婚が頻繁に行われていることもあり、外見だけでは犠牲者達を攻撃者と思われる人たちと区別することは難しい。さらに、種族間の結婚が盛んであるばかりか、複数の種族が社会経済的に共存していることもあり、長い年月を経て、民族グループ間の違いはあいまいなものとなってきた。たしかに、定着民なのかあるいは遊牧民なのかということがお互いの違いを表わす特徴の一つであることは間違いない。もうひとつの注目すべき点がある。それは、アフリカ人種族はアラビア語の他に自分たち独自の言葉を使すが、アラブ系種族はアラビア語しか話さない、と言う点である。」[6e] (p129)

- 22.26 同じレポートは、ジャンジャウィードの民族特性について、次のように記している。「ダルフルのアラブ系の人々の多くはジャンジャウィードに反抗しているが、反政府グループと戦っているアラブもいる。ミッセリヤ族やリゼイガット族のアラブ司令官とそのグループは反乱勢力と戦っている。同様に、多くの非アラブ種族にも政府を支持し、政府軍に参加している者もいる。」まとめとして、同レポートは、次のように結んでいる。「ダルフルの犠牲者達が呼ぶ‘ジャンジャウィード’という言葉は 一般に‘アラブの

人々’を意味するものではないことは明らかなが、村々を襲撃し暴力行為を働くアラブ系民兵組織と言える。」[6e] (p32)

- 22.27 国連専門家委員会レポート（2009年10月29日）は、2009年2月に起こったワダーハにおけるミマス族とザガワ族の間の抗争について、次のように報告している。「ミマス族とザガワ族の間の抗争は、ダルフルで続いているスーダン政府と SLA/M との抗争の代理戦争であった。... 両者ともアフリカ人系の種族であることは間違いないのだが、ザガワ族はミマス族を‘ジャンジャウィード’と呼び、ミマス族はザガワ族を‘トラ・ボラ’と呼んでいる。」[6q] (パラ 236)

- 22.28 同じく、アフリカ連合のダルフルに関するハイレベルパネル(AUPD) のレポート（2009年10月29日発行）はさらに、次のように述べている。

「ダルフル戦争の所産及び人道主義者や人権擁護者達の反応の中に気がかりなことが一つある。それは、ダルフルアラブに対する非難の高まりである。‘ジャンジャウィード’という言葉が、民兵部隊と結託したすべてのダルフルアラブを意味するものとして見境なく使われることがしばしばある。加えて、ダルフル戦争を、’アラブ系’と’アフリカ系’との対決であると性格付けることは、アラブはダルフルではよそ者であるという誤解を招く危険な議論を増幅させ、結果的には何の解決にもならないことにつながる。反対に、ダルフルアラブはダルフルの社会機構の固有かつ土着の一部分であり、どのような結末になろうとも完全にその一部となるに違いない。」[12br] (パラ125)

ジャンジャウィードのバックグラウンドに関する詳細を含め、ダルフルにおける危機に関する情報については、歴史：ダルフル(2003年～2009年)のセクションを見られたし。また、ジャンジャウィードの残存および元ジャンジャウィード戦士の政府軍への併合に関する情報については、その他の政府系部隊のセクションを参照されたし。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

ダルフルの主な反乱グループの民族的基盤

- 22.29 ダルフルの主な反乱グループの民族的基盤について、BBC の 2009 年 2 月 24 に付けのウェブサイトに掲載された「スーダンのダルフル反乱軍戸は誰なのか?」と題する記事には、次のような記述がある。

「正義と平等運動(JEM)はダルフル人により結成され、... チャド国内に拠点を持っている。政府によれば、JEM は、そのリーダーのカリル・イブラヒムと同じくザガワ族出身のチャドの大統領の支援を受けている。

「JEM と共にダルフルの二つの元祖反乱グループの一つであるスーダン解放軍(SLA)は、主にダルフルの三大非アラブ種族であるフル族、ザガワ族、およびマサリット族から成る。」[9c]

- 22.30 同じ記事には、SLM について、次のような記述がある。「SLM では、主に民族系列による分裂が広がり、ザガワ族（SLM/MM のミンニ・アルコー・ミンナウィが率いている）がフル族（SLA/AW のアブデル・ワヒド・モハメド・アル・ヌールガ率いている）に対抗している。」[9c] 更に、この二つ（SLA/MM と SLA/AW）に対する不満から、第三番目の分派として、SLA ー統一が生まれた。北ダルフルをベースとする SLA ー統一の「主体はザガワ族であった、その後二つに分裂した。」[9c]
- 22.31 同じく、エコノミスト・インテリジェンス・ユニットのカントリープロファイル：スーダンは、次のように述べている。

「ダルフルにおいて、2003年に台頭してきたグループが二つある。一つは正義と平等運動(JEM)で、‘カリル・イブラヒムが率い、イスラム主義のイデオロギーを持ち（ツラビ氏と繋がっている可能性がある）、ザガワ族を主体とするグループである。’...そして、もう一つは、非宗教的なグループのスーダン解放運動(SLM)である。SLMは、政府との和平合意に関する意見の違いから2006年に分裂した。そのひとつミンニ・ミンナウィ分派は5月のダルフル和平合意に調印したが、他方、SLM創立者アブデル・ワヒド・アル・ヌール（現在フランスに亡命中）の分派は調印を拒否した。最近になって、更なる分派が生まれた。」[114c]（政治的勢力都団体）

付属書 B: 政治団体も参照されたい。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

ダルフルの民族グループに対する扱い

- 22.32 暫定国民憲法(INC)は、スーダンの民族的・文化的多様性を認める法的保証を規定している（リンクの[ここ](#)をクリックし第 13 条、47 条および 156 条を参照）。[94a]
- 22.33 アムネスティ・インターナショナル(AI)のスーダンに関する 2009 年年度レポート（2008 年の出来事をカバー）は、次のように記している。「2008 年 5 月 10 日の JEM のオムドゥルマン襲撃の後、政府はオムドゥルマンの隅々まで捜査し、男、女あるいは子供まで、ダルフル人と見られる者は誰でも、特にザガワ族を、反政府グループを支援した容疑者として逮捕し、拘束した。」[16a] 一方、2009 年 6 月の国連専門家委員会レポートも、次のように述べている。UNMIS（国連スーダン団派遣団）の人権セクションが得た報告によれば、2008 年 5 月の襲撃事件の後、「...1,000 人近くが逮捕されたが、その大部分がダルフル人であった。」[6p]（パラ 33）
- 22.34 2009 年 10 月 29 日付けの国連専門家委員会レポートも、次のように記している。同委員会は、「逮捕・拘束および政府の公安施設に拘禁中の拷問や虐待の報告をたくさん受けた。」[6q]（パラ 269）同レポートは更に、次のように言っている。多くのケースは、「2008 年 5 月 10 日の JEM のオムドゥルマン襲撃に関与した疑いをもたれたダルフル人を対象にしたものであった。」[6q]（パラ 269）同レポートは、国連人権高等弁務官(OHCHR)の調査結果を引用している。その 2008 年 11 月 28 日のレポートによれば、「2008 年 5 月の JEM の襲

撃事件の後 NISS に逮捕された者の中には何百人ものダルフル出身者がおり、彼等は多くの場合、単にダルフルの民族性と外見を持っているというだけで逮捕の標的にされたい。」[6q] (パラ 269)

- 22.35 スーダンにおける人権状況に関する国連高等弁務官の第 10 次定期報告 (2008 年 11 月 28 日付け) は、次のように述べている。

「ハルツーム地域にいるダルフル人には、ダルフルの反乱グループや政治運動とつながりを持つと疑いをかけられた時はことさら、恣意的逮捕を受けるリスクが高まっている。ダルフル人は、スーダンの他の場所からダルフルに旅行したり、外国旅行をしたり、外国にいる個人や団体と接触を持ったりすることで官憲の疑いを招く可能性がある。過去三年にわたり、国連人権事務所は、恣意的逮捕や拘束を受けたダルフル人に対して数多くのインタビューを行った。多くの人が、虐待を受け、拷問を受けたと言っている。拘留中に受けた尋問に関する報告によると、殆どの拘束の目的は、ダルフルの政治グループと反乱運動に関する情報を得ることであったことが分かる。」[148f] (p20)

- 22.36 更なる詳細については、スーダンにおける人権状況に関する国連高等弁務官の第10次定期報告 (2008年11月28日付け) 「公安、軍及び警察による恣意的逮捕及び拘束」を参照されたい。

- 22.37 2009 年 10 月 29 日付けの国連専門家委員会レポートも、次のように記している。国家諜報公安局 (NISS) によるダルフル出身者に対する虐待行為を含む人権侵害の個々のケースの記録がある。(もっとも、それら報告では、虐待の理由として民族性があるとは言っていない) [6q] (パラ 272-275) 詳細は、リンクの[ここ](#)をクリックして見られたし。

政治的所属 (及び特に JEM とその他のダルフルに拠点を置く反政府政治グループと市民団体)、ジャーナリストに対する扱いのセクション、および人権活動家に対する扱いのセクションも参照されたい。また、恣意的逮捕に関する更なる一般的資料に関しては治安部隊による恣意的逮捕：概観をも参照されたい。ジャンジャウィードのバックグラウンドに関する詳細を含め、ダルフルにおける危機に関する情報については、歴史：ダルフル (2003 年～2009 年)のセクションを見られたし。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

南部スーダン

種族間の衝突

南部スーダンの民族構成を理解するためには、上述の人口統計のセクションを参照されたい。さらに、南部スーダンにはどんな州があるかについては付属書 C: スーダンの州を参照されたい。

- 22.38 BBC モニタリングウェブサイトは、「*プロフィール：南部スーダンで交戦中の種族*」と題する記事（2009年10月8日付け）を載せ、次のように述べている。

「南部スーダンは、北部政府との22年に及ぶ戦争に終止符を打つ包括的和平合意(CPA)が2005年1月に調印されて以来、半自治体制の下に平和と安定を享受してきたのだが、2009年1月から始まった種族間戦争はこの平和と安定は破壊の危険にさらされている。

「国連の推計では、この種族間戦争で2,000人近くが死亡した…」[142e]

- 22.39 ヒューマン・ライツ・ウォッチの「*調停者不在：南部スーダンの市民擁護にギャップ*」と題するレポート（2009年6月）は、次のように記している。

「南部スーダンでは、21年に及ぶ戦争が2005年に終わって以来でもっとも激しい種族間の戦争が2009年3月～4月にジョングレイ州で起こり、1,000人以上の男女・子供が死亡した。この戦争では、南部スーダン政府(GoSS)と国連スーダン派遣部隊(UNMIS)は戦争、特に激化の様相を呈している種族間戦争、から一般市民を守ることに無力であることが如実に表われた。」

「最近戦闘が激化してきている状況において、国連職員は、2009年までのところ南部スーダンの戦争における死者の数はダルフル戦争におけるものを上回っているとみており、2010年2月に予定されている選挙と2011年の南部自立に関する国民投票に影響を及ぼす可能性がある」と警告を発することになった。この選挙と国民投票は、国民会議党の中央政府と南部スーダン人民解放軍/運動との間に結ばれた2005年包括的和平合意(CPA)で議論を呼んだマイルストーンであるが、地方レベル及び国レベルの緊張関係の高まりに油を注ぎ、更なる戦争や人権侵害を招く恐れがある。」[19m] (要約)

- 22.40 BBC モニタリングウェブサイトの「*プロフィール：南部スーダンで交戦中の種族*」と題する記事（2009年10月8日付け）は、次のように述べている。「少なくとも8つの種族・氏族が南部の戦争に係っている。そこには、南部スーダンの三大種族であるディンカ族、ヌエル族及びシルック族が含まれている。他には、ミューレ族、バリ族、ムンダリ族、アニユアク族およびアズアク族がいる。戦争は、南部10州のうち5州に及んでいる。ジョングレイ州、上ナイル州、ワラブ州、中央エクアトリア州およびレイク州である。」[142e]

- 22.41 2009年12月2日付けのIRINニュースのレポートは、スーダン南部における種族間抗争を調停する方策に関し、次のように述べている。

「学者は言う。南部スーダンにおけるコミュニティ統治に関する昔からの伝統によれば、いがみあっているコミュニティの間に和平の構築を促す事が出来る、と。

「‘モニョミジ (monyomiji)’ 制度は、若年・中年の男にコミュニティ内及びコミュニティ間の問題に集団で責任を持たせるものである。栗本永世（大阪大学）及びダイモン・シモンズ（パックス・クリスティ弁護士グループ

プ上級顧問)によれば、この制度は、戦後の和平形成、復興および開発のために重要な役割を果たすものである。」[10ej]

戦争に関与している種族グループ

- 22.42 BBC モニタリングの「プロフィール：南部スーダンで交戦中の種族」と題するレポート（2009年10月8日付け）は、南部における種族間の戦争に関与している主な種族グループは次のものであると言っている。

「**ロウ・ヌエル**：ロウはヌエル族の一氏族であり、南部スーダンでは二番目に大きな種族である。ロウ族は、ジョングレイ州のアコボ郡、イロル郡およびウロル郡におけるヌエルの中核地域を占めている。西はヌエル・ガワール氏族と接し、南東はディンカ・ボール氏族、南はミューレ氏族、東はアニュアック氏族、東北にはジカニー・ヌエル氏族、そして北西にはルアッチ氏族がいる。

「放牧地・牧草地をめぐる最大のライバルとしてはジカニー・ヌエル氏族がいるが、さらに、ヌエル氏族、および南部スーダン代々の種族であるディンカ族に属するディンカ・ボール氏族もいる。ロウ・ヌエルの自称リーダーのチベテク・マビルは、2009年9月20日に起きたディンカ・ボール襲撃の責任を問われている。ディンカ・ボール氏族の住むドゥクパディエツト郡での戦争で76人が死亡した。

「2009年6月14日に起こった国連コンボイ襲撃の首謀者はヌエル氏族のライバルであるジカニー氏族であった。国連コンボイを護送していたのは、かつての反乱グループで今はこの地域の支配者となっているスーダン人民解放軍（SPLA）であった。上ナイル州のソバット河沿岸における戦いで、40人の兵士の命が奪われた。

「**ミューレ**：'ミューレ（Murle）'というのは本来遊牧民を表す言葉だが、南部スーダン各地に広がる種族の名前となったものである。ミューレ族は、北西ケニヤから東エクアトリア州のカポエタ地区を経てやってきた移民であると言われている。ミューレ族は、上ナイル州の州都マラカルと東エクアトリア州の州都トリトの間の地域に住んでいる。彼等は、いくつかの氏族にわかれているが、中部スーダンのヌバ山地地域に移動した氏族を除きいずれも同じ言葉を話す。この氏族はヌバ・アンゴラ氏族と呼ばれる。ミューレ・ディディンガ氏族は、ケニヤとエチオピアの国境近く、トリトとカポエタの間の土地に住む。ミューレは、何世紀にもわたって、ディンカ族（特にボール氏族）、ヌエル族、アニュアック族およびアズカ族と主に放牧地を巡る争いを続けてきた。最近のミューレ族の係る戦争は、殆どジョングレイ州に集中している。

「**ディンカ・ボール**：ディンカ・ボールは、南部スーダン最大の民族グループであるディンカ族の一氏族である。この氏族は遊牧民で、その本拠地はジョングレイ州のボル郡にある。この氏族は、スーダンが1956年に英国から独立して以来、南部で起きた殆どすべての反乱活動に関与してきた。最も有名なディンカ・ボールの政治家はジョン・ガラン博士である。彼は2005年7月にヘリコプター事故で亡くなるまでスーダン人民解放運動/軍（SPLM/A）のリーダーであった人である。」[142e]

戦争の影響を受けている州

22.43 また、上記レポートは、戦争に巻き込まれた主な州は次のとおりであるとしている。

「**ジョングレイ州**：この州は、戦争の衝撃を見守ってきた州である。‘ジョングレイ (Jonglei)’という言葉は、ディンカ・ボールの方言から来ており、‘異国の神’を意味する。南部スーダンの国連派遣団の団長デイビッド・グレスリーの表現によれば、ジョングレイ州は‘バングラデッシュほどの大きさで、およそ 30 マイルの道路と小道があるが、それらは雨期の 6～7 ヶ月は事実上通行不可能となる。’（パリを拠点とする民間紙スーダントリビューンの 2009 年 8 月 12 日の記事）州都ジョングレイ（ジュンガリとして知られる）は、次の 11 の郡に分かれる。ボールサウス郡、トゥイックイースト郡、ドゥク郡、アコボ郡、ニロル郡、ウロール郡、ピボール郡、ポチャツラ郡、アヨド郡、コルフラス郡およびファンガク郡である。

「同州には、5 つの種族が住んでいる。ディンカ族、ヌエル族、ミューレ族、アニュアク族及びアズアク族である。ジョングレイ州での戦争は、ロウ族のヌエル氏族とジカニー氏族との間の戦い、およびボーウ族のディンカ氏族とミューレ種族都の間の闘いである。ロウ・ヌエル族は、主にジョングレイ州のアコボ郡、イロル郡およびウロール郡に住んでいる。

「**ワラブ州**：ワラブ州は、種族間戦争のもう一つの発祥地である。州都はトンジ。... ワラブ州における戦争に関与している種族は、トンジの北に住むディンカ族の氏族の中で互いにいがみあっている、レク族、ウアチ族及びアワン族である。... 衝突は、主に放牧地の権利をめぐる争いが原因で起こる。

「**上ナイル州**：上ナイル州も、戦争の脅威に曝されている主な地域の一つである。地域の中を白ナイル川が流れるこの州は、スーダンで三番目に大きな州である。州都はマラカル。... 上ナイル州における戦争では、ディンカ族と地域で三番目に大きい民族グループであるシルック族との戦いである。

「**中央エクアトリア州**：この州は、ウガンダとの国境近くに位置し、そこでの戦争は、主にムンダリ族とバリ族との争いである。... ムンダリ族はディンカ族のボル氏族やアリアブ氏族とも衝突している (www.southsudannation.com)。バリ氏族はナイル川沿いに住む小さな種族である。中央エクアトリア州知事のクレメント・ワニ・コンガを生んだムンダリ族がその北に接して住んでいる。... 4 月 29 日のスーダントリビューンによれば、この二つの種族は同じ言語を話している。

「**レイク州**：レイク州には、南部の主要都市のルムベクがある。この州は 8 つの郡に分かれ、ここでの戦争には、ディンカ族の中のゴク氏族、コンゴル氏族、ワット氏族、アッガール氏族等が関与している。... 殆どの戦争が、ルムベクイースト郡、ウル郡およびイロル郡に集中している。」 [142e]

治安状況：南部スーダンのセクションおよび付属書 C: スーダンの州も参照されたし。

目次に戻る

23. レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々

- 23.01 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発表の人権に関するレポート 2008：スーダン (USSD レポート 2008) は、次のように記している。「法は、ホモセクシュアルを禁じているが、それにより罪に問われたと言う報告はない。正式な事は別にして、社会的にはホモセクシュアルに対する差別はない。」 [3a] (セクション 5)
- 23.02 国際レスビアン・ゲイ協会の世界法律調査 (2009 年 5 月) の報告によれば、スーダンの法律は、同意した成人の間の同性愛行為を禁じており、スーダンの 1991 年刑法第 148 条はソドミー (Sodomy：アナルセックス) に関して次のように言っている。
- 「(1) ペニスもしくはそれと同等のものを女性又は男性の肛門に挿入する男性、あるいは、それを許す相手の男性はソドミー (Sodomy) を犯した者と言われる。
- (2) (a) ソドミーを犯した者はむち打ち 100 回の刑に処され、5 年の懲役刑に服す者とする。
- (b) 違反が 2 度目である場合は、違反者にはむち打ち 100 回の刑と 5 年以下の懲役刑が与えられる。
- (c) 違反が 3 度目である場合は、違反者には死刑または終身刑が与えられる。」 [67a] (p39)
- 23.03 同レポートは、次のように述べている。刑法第 151 条によれば、「他人に対する目に余るわいせつ行為又はジナ (Zina) もしくはソドミー (Sodomy) の罪には当たらない性的行為を犯した者は、50 回以上のむち打ちの刑と一年以下の懲役または罰金刑に処されるものとする。」 [67a] (p39)
- 24.04 上記調査レポートによれば、「2003 年に、スーダンの南部 (新スーダンと呼ばれる) は一種の自治を獲得し、同年に独自の刑法を採用した。連邦刑と同様に、この刑法も、ソドミー (sodomy) を罪としている。しかし、風俗犯罪について規定する第 318 条によれば罰は比較的軽くなっている。」次のように規定されている。
- 「自然の秩序に反した性行為を行う者およびそれを許した相手は法に違反するものであり、有罪とされる、10 年以下の懲役を課され、さらに罰金刑が与えられることもある。そのような行為を相手の同意なしに行った者は、14 年以下の懲役を課され、さらに罰金刑が与えられることもある。ただし、18 歳以下の者からそのような行為に対する同意を得たとしても本条における同意を意味する者とはみなさないものとする。説明：本条に規定する違反を判断するに必要な性に関する知識を構成するに十分な洞察力が求められる。」 [67a] (p39)
- 23.05 アムネスティ・インターナショナルのレポート：性的マイノリティーと法律に関する世界的調査 (2006 年 7 月更新) は、次のように述べている。男性も

女性も同性間の性交渉を行うことは違法であり、「シャリア法では死刑もしくは 5 年の懲役となる。」性転換者については、同レポートは、「データがなく、法的規定は不明である。」と言っている。[16af] (p12)

- 23.06 米国アムネスティ・インターナショナルの、「愛、憎悪および法：同性愛に対する差別」と題する詳細なレポート（2009 年 7 月 24 日付け）にはスーダンにおける性転換者および同性愛グループに対する扱いについての要約が含まれており、次のように述べている。

「差別、同性愛の法的処罰が制度化されていることが、レスビアン、ゲイ、両性愛者が組織的に不利になることを促進し、おそらく異性愛者である性転換者に反対し、それらの人々に対し、拘置所で、刑務所で、路上であるいは自宅で暴力をふるうことに公的な動機と正当性を与えることになっている。これらの法律は、性的指向、性的行動の噂あるいはジェンダープレゼンテーションに対する反対などの疑いを受けている者の個人住居に法執行者が侵入することを許しており、多くはないが時には拷問や虐待行為を受ける結果にもつながっている。同性愛嫌悪症や性転換嫌悪症の人々や団体は、レスビアン、ゲイ、両性愛者、性転換者、それらに関連する団体やイベントを攻撃的とすることを許すものとしてこれらの法律をとらえている。人権侵害からの生還者には正義への償還はなく、救済を受ける道も閉ざされている。法による根本的な保護がない限り、活動家達が組織化し、同意に基づく同性愛行為を行う権利のためのキャンペーンを行うことは出来ず、公開集会を開くことさえ不可能である。私的なインターネットの活用でさえ、告発に利用されることもありうる。」 [16f]

- 23.07 FC0 のトラベルアドバイス（2010 年 1 月 9 日更新）によれば、国内法および慣習の下では、「同性愛行為および不倫行為は違法であり、イスラムシャリア法に基づき厳しく罰せられる。スーダン社会は、同性愛関係に対して寛容ではない。」 [4i]

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

24. 障害者

- 24.01 米国国務省の 2009 年 2 月 25 日発表の人権に関するレポート 2008 : スーダン (USSD レポート 2008) は、次のように記している。

「障害を持つ者に対する差別を特に禁じる法律はないが、法は、‘国家は、人が適当な教育を受ける権利、職を持つ権利、社会に完全参加する権利などの憲法で定められたすべての権利と自由を障害を持つ者に保証するものとする’ と規定している。政府は、障害を持つ者が確実に建物に入れるようにするための法律を制定しておらず、そのためのプログラムも実行していない。信頼できる筋によると、精神障害を持つ囚人は一日中 24 時間鎖につながれ、精神障害者も裁判を免れることは出来ないと言う。」 [3a] (セクション 5)

- 24.02 2009 年 1 月 7 日付けのグルトン (*Gurtong*) は南スーダンにおいては身体障害者に対する支援や資金援助が不足している事に関し、次のように述べている。

「商業・貿易・供給大臣のアンソニー・リノ・マカナ閣下は、南部スーダン立法議会が障害者の立場をないがしろにしていると批判している。ジュバにおける身体障害者のためのリハビリ相談センターの開所式でのあいさつにおいて、リノ大臣は、身体障害者のことを考えおらず車いす使用者を助けることが出来ない議事堂の構造について触れ、... ‘我々の議会は障害者が会議場に入りやすいようになっていない。’ と言った。彼は次のように付け加えて語った。障害者の生活水準を引き上げるために、事業家としてのスキルのトレーニングに加え、マイクロクレジットや短期ローンの便宜を図る必要がある。」 [18a]

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

25. 女性

概観

- 25.01 USSD レポート 2008 (2009 年 2 月 25 日付け) は、次のように述べている。
「政府の人権擁護に関する実績は依然としてかんばしいものではない。女性器の暴力的切除 (FGM) を含む女性に対する暴力や差別がある。」 [3a] (序文)
- 25.02 経済協力開発機構の社会制度及びジェンダー指数 2009 年レポート (SIGI 2009) (日付けなし) は、次のように述べている。「... 社会制度に基づく性差別に対する総合的な措置は... 5 つの分野：家族法、身体的全体性、息子優先権、市民的自由及び所有権。」同レポートには、102 の非 OECD (経済協力開発機構) 諸国の指標がリストアップされている。[168a] (SIGI について) SIGI 2009 は、スーダンの女性は著しく性差別を受けており、その指数は 102 カ国のうち最低である、としている。[168a] (インタラクティブマップ)
- 25.03 国連協定データベースのサイト (2010 年 1 月 14 日アクセス) によれば、スーダンは、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) に調印あるいは批准していない。[6aaa]
- 25.04 スーダンは、‘アフリカの女性の権利に関する人権アフリカ憲章に関する議定書’に調印あるいは批准していない (2007 年 5 月 26 日付け ACHCPR ウェブサイト)。[151a] アフリカの角における女性に対する戦略的イニシアティブ (SIHA) のウェブサイト (2009 年 1 月 15 日アクセス) には、次のように記されている。マプト議定書と呼ばれているこの議定書は、「CEDAW の志を継ぐもので、女性に対するあらゆる形態の差別を禁じ、包括的な法的枠組みへのアクセスを提供するものである。」 [153a]

法的権利

- 25.05 国際開発省 (DfID) の国別援助計画 (スーダン) (日付けなし、2010 年 1 月 15 日アクセス) には次のように述べている。「北部では、シャリアに基づく司法制度を改革する必要がある。... 貧困層では、自分たちの権利についての自覚も弱い。社会制度は、虐待や侵害に対して脆弱な女性 (所有物として扱われている) および児童に対する扱いは極めて不公平なものとなっている。」 [8e]
- 25.06 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「(家庭内虐待の) 訴えをする女性は、嘘をついているとか虚偽の情報を広めているとかの非難を受け、ハラスメントを受け、拘束される。そのため、そのような虐待は離婚の根拠となるのだが、多くの女性は訴えをしがらない。」 [3a] (セクション 5)

家庭内暴力のセクションも参照されたい。

政治的権利

- 25.07 USSD レポート 2008 は、女性にも投票権がある、と言っている。[3a] (セクション 5) 2010 年に予定される選挙に関しては、国家選挙管理委員会 (NEC) によれば、スーダンの女性の 50% 以上は投票者登録を終えている。(カーターセン

ターの「カーターセンター、スーダンの選挙投票者登録に多くの人が参加したことを称賛、そして公正な選挙を確かなものとするため更なるステップを求める」と題する 2009 年 12 月 17 日のコメント）[143a]

表現の自由のセクションも参照乞う。

25.08 また、USSD レポート 2008 は、次のようにも述べている。

「国会の 450 議席のうち 70 議席を女性が占め、3 人の女性大臣が州政府におり、1 人の女性大臣が GNU（国家統一政府）にいる。DPA（ダルフル和平合意）にも、政府のあらゆるレベルで女性の代表を置くことを保証すると規定している。しかし、現実には、ダルフル政府の中には女性は少ない。」
[3a]（セクション 5）

25.09 フリーダムハウスの 2009 年 7 月 16 日発行の報道の自由 2009：スーダン（2008 年の出来事をカバー）は、次のように述べている。「女性の政治家や活動家が政財界で活躍しているが、彼女達は多くの法的・社会的差別に遭っている。」[53b]

25.10 「政治における女性 2009」と題する国連の出版物によれば、スーダンの一院制議会もしくは下院議会における女性のシェアは、2008 年 1 月 1 日時点で、18.1%（443 議席中 80 議席が女性）であった。この点に関しては、スーダンは、135 カ国中 65 番目である。2008 年 1 月 1 日時点で、女性大臣のシェアは 6.3%（32 人中 2 人）で、93 カ国中 81 位であった。[6aae]

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む

社会的・経済的権利

以下に、女性の社会的・経済的権利に関する幅広いテーマにおける様々な問題が詳しく述べられている。ただ、各セクションにおける説明にはある程度の重複がある。

結婚

25.11 暫定国民憲法(INC)は、第 15 条で家庭につき規定しているが、結婚については次のように言っている。「当事者間の自由かつ完全な合意なしには結婚は成立しないものとする。」（第 15 条(1)項）[94a] UNICEF のスーダンの国事情のページ（2010 年 1 月 15 日アクセス）によれば、「女性の 36%が 18 歳以下で結婚する。」[40d]

25.12 社会制度及びジェンダー指数のレポート、スーダン 2009 年(SIGI スーダン 2009)（2010 年 2 月 28 日アクセス）には、次のように報告されている。

「スーダンの女性は、家族問題に係る法的保護については非常に低いレベルにおかれている。... 既存の統計によると、早婚が広まっているようである。2004 年の国連報告の推計によれば、15 歳から 19 歳までに結婚した女性の 21%は離婚するか未亡人になっている。これは、人口・保健調査(DHS) の 37%より

かなり低く出ているが、その差は方法論の違いにあると言える。DHS 統計は届を出した結婚と未婚同棲の両方をカウントしている。

「イスラム教シャリア法により、スーダンでは一夫多妻が合法であり、離縁も認められる。離婚手続きにおいて女性は差別される。妻にも離婚届を出す権利はあるが、離婚を認めてもらうには長い時間がかかる。さらに、離婚は家族にとってものすごく不名誉な事と考えられているため、離婚の権利を行使する女性は殆どいない。」[168b] (家族法)

- 25.13 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「イスラム教徒の女性が非イスラム教徒の男性と結婚することは違法である。結婚するには、相手の男性が改宗せねばならない。この禁止規定は、南部スーダンにおいて、あるいはヌバン族（ほとんどがイスラム教徒）の間では、守られることも強制されることもない。南部では、伝統的慣習法廷が姦通の疑いで女性を収監し長期の未決拘束を課すことが日常的に行われている。…」[3a] (セクション 5)

- 25.14 ハルツームの米国大使館のウェブサイト（2010 年 2 月 28 日アクセス）には、次のように記されている。「スーダンでは、結婚と離婚に関するスーダン法は、非イスラム教徒には適用されない。国際結婚については、それぞれの配偶者の国の法律にしたがって結婚の約束が行われる。」[88b]

「スーダン法によると、婚姻の成立には 3 つの条件がある。第一に、両者が結婚とその条件に同意すること。第二には、両当事者は定められた年齢制限に合致していること（男は 18 歳、女は 16 歳が最低年齢である）。最後に、婚姻は発表され、認証され、二人のイスラム教徒の立会人により署名されること。（1991 年イスラム教徒の私事に関する法律のセクション 26） 非公式な結婚（orfy または伝統婚と呼ばれる）も可能だが、妻の権利は保証されない。たとえば、orfy 慣習婚では、女性には扶養手当や年金をもらう権利がなく、その配偶者の正式な了解なしには司法的保護も受けられず、自分の子供との親子の関係を樹立するには法的請願書を提出しなければならない。」[88b]

強制結婚のセクションおよび児童－基本的な法的権利のセクションも参照されたし。

家族の権利及び慣習

- 25.15 SIGI スーダン 2009（210 年 2 月 28 日アクセス）は、次のように報告している。

「法により、親権は父親だけに与えられる。離婚の場合、幼い子供は母親の元に残るのが普通だが、子供が一定年齢（男の子は 6 歳、女の子は 8 歳）に達すると自動的に父親の元に移される。…(家族法) 伝統的な規範では、いまだに、息子だけが社会的に尊重されるという風潮が残っており、男の子が生まれるのを強く望み、母親は娘より息子の方をより面倒を見る傾向がある。」[168b] (身体的完全性)

所有の権利

25.16 SIGI スーダン 2009 は、次のように述べている。

「スーダンの女性は、実際に、所有の権利は一切持っていない。女性の土地利用の権利は制限され、借地の形でも許されない。土地以外の資産の利用についても同様の制限がある。女性も資産を持つことはできるが、実際には、それを自由に扱うことは出来ない。シャリア法によると、女性はその資産の管理に当たり夫または男性の後見人の意見に従わなければならない。未亡人は遺産を管理することも出来ない。その管理を息子あるいは家族の中の男性にゆだねねばならない。」

「同様に、女性は銀行ローンを借りることも出来ない。あらゆる形のクレジットは男性のみに用意されている。」 [168b] (所有の権利)

市民の権利

25.17 SIGI スーダン 2009 は、次のように述べている。「スーダンの女性は、市民の権利につき多くの制約を受けている。事実、政府は、最近、女性の移動の権利を制限するようになった。公共機関では女性は男性と別の列に並ぶ事さえ求めている。公共のバスでは、女性は、後部に集まって立っていなければならない。」 [168b] (市民の権利)

25.18 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。

「殆どの政府機関では、女性はイスラム教の基準に則ってしとやかな装い（頭を隠すスカーフも含む）をせねばならないとの規律を課している。また、北部や南部では、女性はその服装のために逮捕されると言う他に類のない話もある。しかしながら、ズボンをはいて公共の場に出たり頭を隠さず外に出たりする女性もしばしば見かける。ハルツームでは、宗教警察と言われる者（政府の職員ではない）が、女性がイスラム教の基準に違反しているとして罰金を取ったりすることが時々ある。」 [3a] (セクション 5)

25.19 2009 年 9 月 8 日のスーダントリビューンは、次のように報じている。ルブナ・フセインと言うスーダン人の女性ジャーナリストは、ズボンをはいていたため、「下品な服装」で罰せられ、500 スーダンポンドの罰金を科された。彼女は、2008 年 7 月に、同じくズボンをはいていた数人の女性と共に公安警察 (POP) に逮捕された。「異議申立人は、彼女を法廷に送り、ズボンをはいていた女性に‘売春婦’というレッテルを貼り、むち打ちの刑に処すべきとし、彼女を擁護する者達と法廷外で衝突した。」 [12bw]

旅行の自由

25.20 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「女性は、その夫または男性の後見人の許可なしには外国へ旅行することが出来ない。しかしながら、この禁止規定は、厳密に行使されることはない。出国ビザを取得するには、子供は父親又は叔父の許可を得なければならない。母親は自分の子供のために出国ビザ申請をすることは出来ない」 [3a] (セクション 5)

就業の自由

- 25.21 SIGI スーダン 2009 は、次のように述べている。「結婚後は、女性は、家におり、子供の世話をすることが求められる。外に働きに出るため子供を家に残すような母親は世間から非難される。」[168b] (市民の権利) 他方、USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「女性は、経済的な差別を受けており、就業、借金、実質的に同等な仕事に対する報酬、ビジネスの所有又はマネージメントなどにおいて男性と差別されている。女性は専門的職業の世界には受け入れられている。ハルツーム大学の教授の半数は女性である。」[3a] (セクション 5)

人身売買のセクションも参照されたい。

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

女性に対する暴力

家庭内暴力

- 25.22 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。

「家庭内暴力を特に禁じる法律はない。配偶者虐待を含む女性に対する暴力は一般的であるが、どの程度広まっているかを表す信頼できる統計はない。... 一般に、警察は家庭内の紛争には介入しない。家庭内虐待行為で起訴され、有罪となり、罰せられた者が何人いるかという統計はない。」[3a] (セクション 5)

- 25.23 SIGI スーダン 2009 も、次のように報告している。「スーダンの女性は、身体的完全性 (*physical integrity* : 五体満足と言うこと?) の保護については極めて低いレベルにおかれている。今日に至るまで、一般的に行われている家庭内暴力を含む暴力から女性を守る特定の法律は制定されていない。女性が暴力を受けたと訴えたとしても、嘘をついているとして非難され、警官は介入しないのがふつうである。」[168a] (身体的完全性)

下記の性的暴力及びハラスメントのセクションも参照されたい。

売春

- 25.24 USSD レポート 2008 は、次のように述べている。「売春は違法だが、国中で広く行われている。」[3a] (セクション 5)

性的暴力及びハラスメント

- 25.25 アムネスティ・インターナショナル(AI)は、2009 年年次レポート：スーダン (2008 年の出来事をカバー) にて、次のように述べている。「レイプやその他の性的暴力を含む性に係る暴力の事件が続いており... 女性に対する暴力の問題に取り組む多くの国際的 NGO の活動に対する政府の抑圧が続いている。...」[16a] USSD レポート 2008 は、次のように述べている。－

「法の下では、レイプの罪に対する罰には、100 回のむち打ち刑から死刑までの幅がある。しかしながら、政府は、この規定を実際には施行していない。レイプ事件はほとんどが公にされないが、観測筋によれば、判決は法に定める最高の刑より軽い刑を科するのが普通であると言う。配偶者によるレイプは法律では扱われない。レイプで起訴され、有罪となり、罰せられた者が何人いるかという情報は得られない。」 [3a] (セクション 5)

- 25.26 同レポートは、次のように述べている。「レイプの犠牲者の多くは、'不法妊娠'で罰せられたり逮捕されたりすることを惧れて、家族や当局に事実を報告しない。警察は、レイプされたと訴える女性を婚外妊娠として逮捕する。犠牲者がレイプの事実を立証できない限り、姦通による死罪を課せられる可能性がある。」 [3a] (セクション 5)

- 25.27 USSD レポート 2008 は、次のように付記している。

「性的ハラスメントを禁じる法律はないが、他人の謙虚さとは逆な行為とみなされる目に余るわいせつ行為は違法である。わいせつ行為に対する罰は、一年以下の懲役と 40 回のむち打ちである。信頼できる統計はないが、ハラスメントはあると言われている。ダルフルやその他の場所でも警官による性的ハラスメントの報告がしばしばある。」 [3a] (セクション Section 5)

ダルフルにおける女性に対する性的暴力

- 25.28 国連専門家委員会レポートは、次のように述べている。ダルフルにおける性に基づく暴力は、「地方独特の暴力として極めて典型的なもの」である。そして、「委員会のモニタリングの結果わかったことは、性的暴行あるいは性に基づく暴力が蔓延しているということであった。」 [6q] (パラ 60) 他方、USSD レポート 2008 は、「ダルフルの女性に対する組織的なレイプは、深刻な問題である [3a] (セクション 5) として、次のように言っている。

「ジャンジャウィード、反乱部隊、および政府の治安部隊が女性や子供をレイプしているという報告が絶えない。2005 年に国連は次のように言っている。ダルフルにおいては、女性や少女に対する'慢性的で組織的な'性的暴力の広まりがこの年を通じて続いていた。IDP キャンプにいる女性や少女は'制服の男'にしばしばレイプされていると言われており、襲撃者達は彼等を殴り、死の脅威を与えている」 [3a] (セクション 1g)

- 25.29 特別報告官のレポート (2009年6月) には、次のように記されている。

「女性や子供に対する暴力や性的虐待が、国の役人、民間のグループ、犯罪者グループ、盗賊などにより行われているという報告が続いている。特にIDPキャンプの外や都市部における女性・少女に対するレイプや性的暴行の報告は定期的に届いているが、UNMAID の人権担当官はダルフルの多くの場所に立ち入ることが出来ないため、それらに事件を立証することは困難である。性的暴行及び性に基づく暴力(SGBV)についての訴えが警察に届けられることは殆どない。それは、社会的不名誉と言うことも原因であるが、警察が適切なアクションを取ってくれるかどうかについての不信感も一因であろう。」 [6p] (パラ 48)

- 25.30 国連専門家委員会レポート（2009年10月29日付け）は、同様に、委員会のモニタリングで確認されたことを次のように記している。「性的暴行及び性に基づく暴力が引き続きダルフール中に広まっている。」殆どのケースが、治安が‘不十分’と考えられる田舎で起こっている。同レポートは更に具体的に、次のように述べている。2009年7月から8月にかけて、委員会は、エル・ファシェール、カブカビヤ、マステレイ、モルニエイ、ムクジャール、サラフ・ジダッド、タウィラ、およびザリンゲイの村々を訪れ、50人以上のケースを記録し、これら地域の何百人の女性から証言をとった。」[6q]（パラ 64）同レポートは、次のように続いている。

「性的暴行及び性に基づく暴力が起こりやすい地域では、女性や少女が比較的安全に収入獲得活動が出来る地域へ移動することが制約されている。しかしながら、必要に迫られた人たちは、安全を犠牲にして、危険を冒して虐待とレイプのリスクのあるエリアの外へ逃れようとする。」

「委員会は、過去2年間で、生活を営んでいる女性が受けたハラスメント、暴行およびレイプのケースが何十件もあると言う報告を国内避難民から受けた。ザリンゲイの国内避難民のためのハサ・ヒサキャンプでは、雨期の間に耕作を行っている女性に対する事件が週に35件もあったという報告を受けた。

「女性に対する暴力の頻繁性と過酷さをよく表す事件がザリンゲイのアル・ハマディヤキャンプの北で起こった。2003年に村から逃げる際にレイプを受け銃で撃たれて負傷した女性が、再び2009年5月15日に20人の女性と共に薪を集めている時に輪姦され脚を刺された。カーキ色の制服の三人の武装した男達が加害者で、彼女の性器を傷付けて苦痛を与え、出血のまま放置した。事件後、彼女は治療のため入院し回復まで45日間を要した。

「委員会は、妊婦や少女に対するレイプのケースも記録している。2009年5月31日、西ダルフールのコドで、制服を着て武装した男たちが薪を集めていた女性のグループを追い、暴行を加えた。...

「カバビヤの住民と村長によれば、都会の外で主に農耕や薪ひろいに従事していた女性達がジャンジャウィードと見られる男たちにレイプされた。」[6q]（パラ 65-69）

- 25.31 人権保護団体「人権のための医師団」とハーバード人道的イニシアティブ（PHR/HHI）の「戻るところはない：ダルフールの女性のための保護の失敗、支援及び確かな正義」と題する合同レポート（2009年5月）は、「ダルフールの女性が受けている性的虐待及びその他の人権侵害に関する系統的な評価を行うことを試みた」もので[154a]、次のように評価結果を記している。

「ダルフール及びチャドでは、インタビューした88人の女性のうち17人に対するレイプが合計20件あったことが確認された。1人はチャドで2度被害に遭い、2人の女性はダルフールとチャドでそれぞれ一回ずつレイプされた。インタビューから、おそらく更に12件のレイプ事件があった可能性が高いことが分かった。この評価は、インタビュー調査における誘導質問への態度や口頭での反応をベースにしている。このインタビュー方式は、インタビュー専門家ならおそらく性的暴行があったであろうと察することが出来るようになっ

ている。インタビューに答えた88人のうち8人は、性的暴行を目撃しており、30人はレイプ事件に気付いていた（16人はダルフールで、14人がチャドで）と言う。19人は、性的暴行について人と話したのはこのインタビューが初めてであると言っていた。

「各々のレイプ事件について、イスタンブール議定書に基づく医学的評価を行った結果、レイプや身体的虐待についてのそれぞれの女性の申し立てにほぼ合致する身体的かつ心理的証拠が得られた。観察された身体的・心理的証拠が裏付けとならない又は合致しないような申し立ては一つもなかった。これらの医学的評価の結果は、PHR/HHI の調査でサンプルとなった女性全員についてレイプの申し立ての信頼性レベルが極めて高いことを示している。」

[154a]

- 25.32 「5年経った：ダルフールの性的暴行に正義はない」と題するHRWのレポート（2008年4月6日）には、ダルフールにおける性的暴行に関する役に立つ情報のソースが示されている。リンクの[ここ](#)をクリックするとアクセスできる。

[19h]

治安状況のセクション、児童のセクションおよび国内避難民のセクションも参照されたし。

ダルフールにおける性的暴行の犠牲者の保護

- 25.33 USSD レポート 2008 によれば、2007 年にダルフールでレイプの罪で有罪判決を受けた者は1人しかいなかった。[3a] (セクション 1g)

- 25.34 国連専門家委員会レポート（2009年10月29日付け）は、ダルフールにおけるレイプ犠牲者に対するスーダン当局の保護および救済について、次のように述べている。

「カバビヤの町では、判事が1人もいないため、地元警察は事件を司法の裁きに回すことは殆どないという報告が沢山ある。カバビヤに判事が来たのは2007年が最後である。それは、反乱鎮圧グループが裁判所を襲撃する事件があった年である。そのあとに起こったもう一つの事件では、反乱鎮圧グループは刑務所を襲い収監されていた自分たちの家族を逃がしたのである。今は、エル・ファシェールの判事が裁判のあるときだけカバビヤにやってくるようになっていて...カバビヤの地元警察は、個々のレイプ事件の詳細を明らかにすることを拒んだ。町の外で働く女性はレイプされる危険にさらされていると言っている。一方、警察は、カバビヤにおけるレイプ事件は他の国のものと何ら変わりがないとして、レイプ加害者の民族性についての記録はとっていないと説明している。」 [6q] (パラ 69-70)

- 25.35 同じレポートが見るところによれば、ダルフール紛争で特徴的な種族間の抗争のため、村の男性が個々のレイプに対する救済策を探そうとする伝統的な紛争解決法がなくなってしまった。 [6q] (para 62) 同レポートは、次のように強調している。逆に、種族間の戦争は、「...村や種族の男性達を権力のレベルに押し上げたため、彼等は、性的暴行や性に基づく暴力を罪に問われることなしに自由にやれるようになってしまった。コミュニティのリーダーの力は弱まり、紛争を調停する能力を失ってしまった。被害者を出したコミ

ユニティーの男たちも救済策を探る力を失い、女性たちが保護されることのない状態におかれる結果となった。」[6q] (パラ 62)

- 25.36 ダルフールにおける性的暴行の問題に取り組む支援メカニズムの能力について考えるにあたり、国連専門家委員会レポート（2009年10月29日付け）は、さらに、次のように述べている。スーダン政府は、性的暴行及び性に基づく暴力に関する国家委員会を設置し、ダルフール全域で‘女性と子供に対する暴力’と戦う専門部隊を警察の中に設けたのだが、これらは機能していない。ガイダンス、資金的支援および政策的キャパシティの欠如を理由として、‘ダルフールの現状を変える’事を怠っている。[6q] (パラ71)

- 25.37 さらに、同レポートは、次のように述べている。2009年3月4日に国際的非政府組織が追放されたため、国内避難民の女性達は、「それらの組織が提供していた医療支援や心理的支援が得られなくなってしまった。」同レポートは、更に続けて次のように言っている。これまでの支援にとって代わるものではなく、その結果、いまでも地元で起こっている性的暴行や性に基づく暴力を独自の立場から監視するものがなくなってしまった。UNAMIDには、このギャップを埋めることが出来ていない。」[6q] (パラ 72)

2009年3月に追放された国際的非政府組織のセクションも参照されたし。

強制結婚

- 25.38 ワールドプレスプラスが2009年4月9に報じたところによると、スーダンでは強制結婚が広く行われている。同レポートは、次のように記している。ある17歳のスーダン人の女性のケースでは、年輩の男との強制結婚に従わなかったため、激しく殴られ、一部失明することになった。[25a]
- 25.39 UNICEFの2009年7月24日の報告によれば、「スーダンでは、早婚はかなり良くあることである。特に、少女にはよくあることで、時には、12歳で嫁ぐ少女もいる。そのような若年での結婚は、それ以降の教育に支障をきたす。また、早婚した少女がまだ体が十分発達していないうちに妊娠したとすると厄介なことになりかねない。」[40a]

結婚の法的年齢については、結婚のセクションおよび児童－基本的な法的権利のセクションも参照されたし。

女性器の暴力的切除(FGM)

- 25.40 USSD レポート 2008 は、次のように記している。「...FGM を禁じる法律はない。都会の教育ある女性の多くは、もはや FGM を行うことはないが、人々が都会に移動すると、ダルフールでは FGM の広まりが強まったと言われている。政府は、懸命に FGM に反対するキャンペーンを行っている。FGM 撲滅運動をしている NGO もいくつかある。」[3a] (セクション 5) UNICEF のカントリーレポートのスーダンのページ（2010年1月15日アクセス）によれば、「FGM および性器切除を行った女性・少女は、主に北部スーダンでは、68%に及ぶ。」となっている。[40d]

- 25.41 UNICEF の 2009 年 2 月 6 日のレポートは、スーダン政府、市民社会および地方のコミュニティが FGM の習慣を無くすために努力していることを評価して、次のように述べている。

「スーダンの政府、宗教団体のリーダー達、医療関係の専門家達、コミュニティの長老達及び個々の家庭は、女性器の切除や切開が女性・少女にとって危険なものであることを認識している。そして、われわれは、スーダンの関係者達が、この慣行の完全撲滅に総力を挙げて取り組んでいる事に拍手を送りたい。」 UNICEF の代表代行イヤボデ・オルサンミ博士は、次のように言う。「少女達は誰も自らの権利に対するこの危険で不要な暴力を受け入れることは認められない。」 [40n]

- 25.42 一方、2009 年 2 月 8 日のスーダントリビューンは、次のように報じている。スーダンの活動家達は、女性器切除の慣行を禁止する条項を外すと言うスーダン政府内閣の決定を糾弾してきた。また、同レポートは、政府は、この件に関する決定を、イスラム教のファトワ (fatwa) に基づいて行ったとして、次のように述べている。

「2 月 5 日の閣議は、2009 年児童法草案から第 13 条を外した上で 2009 年児童法の法案を承認した。この 13 条は、児童の健康に有害となる慣行・伝統的慣習の一つとしての女性器切除の慣行を禁止することを規定している。閣議が、女性の陰核切除に関する第 13 条を除外することを決めたのは、イスラム教フィクフアカデミー (Islamic Fiqh Academy) の意見を考慮したためであった。同アカデミーの意見によれば、有害な陰核切除あるいは陰門封鎖 (古代エジプトのファラオ時代の陰核切除) とイスラム教の慣行としての陰核切除 (侵襲が比較的が小さい) とは違うということであった。」 [12bf]

- 25.43 一方、2010 年 1 月 7 日のプレス声明では、UNICEF は次のように言っている。「女性器の切除・切断に関する条項は、この児童法の法案からは除外されたが、近い将来に刑法改訂の際に含まれることになろう。」 [40p]

[目次に戻る](#)
[出典文献の参考資料リストへ進む](#)

南部スーダン

25.44 国境なき医師団は、2009年9月3日、次のように報告している。「...この年、南部スーダン全域で戦争が急激にエスカレートした。エクアトリア州ではLRA（ウガンダの反乱グループ：神の抵抗軍）による襲撃があり、ジョングレイ州、上ナイル州及びレイク州でも容赦ない戦いがあった。」同じソースは、更に続けて次のように言っている。今の戦争は、昔は毎年起こっていた‘牛泥棒’のようなものではなく、「以前は戦争から外れていた女・子供が、今では意図的に狙われ、死者の数が負傷者の数を上回るようなものとなってきた。[41h]

25.45 USSD レポート 2008 は、次のように報告している。南部スーダン警察（SPSS）と SPLA（スーダン人民解放軍）の者が女性をレイプしているが、殆ど罪に問われることがない。[3a]（セクション 1c）そして、南部スーダンでは治安部隊が女性を姦通の疑いで逮捕することがしばしばある。[3a]（セクション 5）

25.46 同じソースは更に次のように報告している。南部スーダン政府は、すべての政府機関のポジションの25%を女性に用意しているが、実際には女性の数は目標よりはるかに少ない。[3a]（セクション 5）。

治安状況のセクション国内避難民のセクションおよび児童のセクションも参照されたし。

目次に戻る
出典文献の参考資料リストへ進む